

第5章 主要施策の展開

基本的方向性 1

ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度を育みます

(1) ふるさと教育の推進

○ 現状と課題

- 我が国と郷土に誇りを持ち、明るく活力ある地域社会の実現に向け、国際的視野を持ち、我が国と郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、未来へ継承しようとする態度を育むことが重要です。
- 少子高齢化や人口減少の加速化など、地域社会の環境が大きく変わる中、ふるさと教育の取組を一層強化し、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、ふるさとを担おうとする姿勢を育む必要があります。
- 各学校においては、関係機関の協力を得て、ふるさとの歴史や自然を学ぶための実地研修や、環境や福祉などに関して地域の実態に目を向けた学習活動を通して、地域を活性化させ、持続可能な社会に参画する力や、地域の課題解決に向けて主体的に関わることのできる資質・能力を育んでいます。
- 中学校では、県内の特色ある自然や産業の様子等を掲載した本県独自の郷土学習教材「ふるさと長崎県」を作成し、社会科の授業をはじめとして様々な場面で効果的に活用するなど、ふるさと教育の充実を図っています。
- 人口減少の克服と地域の活性化を実現するためには、ふるさとに愛着と誇りを持ち、その発展に貢献しようとする意識を醸成することが必要であることから、高等学校においては、学校と地域との連携により、地域課題を探究する学習や、地元企業との商品開発、主権者教育の円滑な実施などに取り組んでいます。

- 将来の長崎県を支える人材の育成のためには、新しい価値の創出に挑む意欲を喚起し、多様な挑戦が連鎖的に起こるような教育活動を促進していくことが重要です。そのために、地域の課題解決に積極的に取り組んだり、生徒自らが企画や運営を行ったりするなど、生徒の資質・能力を向上させる機会を積極的に提供することが求められます。

また、こうした経験の中で自ら培った創造性や行動力、そしてチャレンジ精神等を実社会の中でも活かしていこうとする意欲や態度を高めていくことも併せて求められます。

○ 主な取組

① 我が国の伝統や文化に関する学習の充実

- ・各教科や総合的な学習（探究）の時間等において、我が国の伝統文化に触れる学習を充実します。
- ・我が国の地理や歴史、今日の平和と繁栄を築いた先人の業績や生き方について理解を深め、愛情を育むことができるよう指導します。

② 郷土に関する学習の充実

- ・本県独自の郷土学習資料「ふるさと長崎県」を県内全ての中学校第1学年生徒全員に配布し、学校教育の様々な場面で活用することにより、郷土についての教育の充実を図り、長崎や身近な地域に対する理解を深め、豊かな郷土愛、本県を担っていこうとする心情を育成します。
- ・本県の恵み豊かな環境を共有の財産として保全し将来に継承するため、よりよい環境の創造や持続可能な社会づくりに向けて行動することの意義や重要性を指導します。
- ・人口減少や少子高齢化の進行など地域が抱える課題を発見し、これらの課題にどのように立ち向かえばよいか、考え行動する学習を行うことにより、地域に主体的に貢献しようとするなどの社会参画に必要な資質・能力を育むことを通して、地域を担おうとする実践力を育てます。
- ・政治・経済の仕組みや役割の学習を通して、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を発達段階に応じて育成します。また、選挙管理委員会と連携した模擬選挙などを実施することにより、政治への関心や自治意識を醸成し、主権者としての素地を育てます。

③ 地域ぐるみで展開するふるさと教育の推進

- ・地域総ぐるみで教育活動を展開するコミュニティ・スクールをモデル校に指定し、子どもたちが地域の人々とふるさとの資源を活用し、ふるさとのためにできることを考える教育活動を通して、社会の一員としての自覚を深めさせます。
- ・産・学・官の連携強化により、長崎で輝く人や企業を子どもたちに紹介し、それぞれの志や努力に触れさせることにより、ふるさとに対する愛着や誇りを育みます。

- ・「しま」ならではの「ひと・もの・こと」に深く関わることを通して、国境離島の重要性を理解し、「しま」の将来に想いを寄せながら、本県の実展に貢献する若者を育てます。
- ・保護者に対して、PTA研修会や地域行事への参加を通じて、「ふるさとを愛し、ふるさに貢献していく」子どもたちを育てていく意義や重要性を啓発します。

④ ふるさと長崎を活性化する人材の育成

- ・人口減少等によって顕在化している課題に対応しながら、地域に大きな活力を与えることのできる人材を育成するために、学校教育においては、自己肯定感を高め、新しいことや困難なことに積極的にチャレンジしようとする意欲や態度を育成します。
- ・市町と連携した地方創生型探究学習や、地元企業等との協働・連携によるイベントの企画運営などを通じて、自主性や主体性をはじめ、コミュニケーション能力、行動力等を養うとともに、母校愛・郷土愛を育み、本県の実展に資する人材の育成を行います。
- ・このような活動を通じて、組織や地域の活性化に貢献しようとする意欲や態度の育成という視点を含めた企業家精神（アントレプレナーシップ）を育み、地方創生に資する本県ならではの主権者教育に取り組むことで、将来の長崎県を牽引するリーダーを育成します。

◎ 目指す成果指標

No.	指標の内容	基準値		35年度(2023) 目標値
			年度	
1	我が国の伝統や文化について理解と愛情のある児童生徒の割合	77.4%	29	100%
2	郷土長崎への理解と愛情のある児童生徒の割合	82.3%	29	100%
3	政治や選挙に関心があり、主体的に社会参画を目指す生徒の割合	50.4%	29	60%以上を維持



地域活性化のための発表会



商品開発に取り組む生徒



郷土学習資料「ふるさと長崎県」

(2) キャリア教育・職業教育の推進

○ 現状と課題

- 子どもたちが将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、学校から社会への接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む必要があります。
- 本県では、自らの将来に夢や憧れを抱き、学ぶ目的や喜びを自覚しながら志の実現に向け、努力する態度や望ましい勤労観・職業観や、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するために、発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。
- また、地域社会や産業界と連携した、より実践的な学習を通して、技術・技能を伝承し、将来の郷土を担う人材を育成するとともに、地域産業の活性化につながる、地域の特色を生かした産業教育の充実を図っています。
- 小・中学校においては、子どもたちに望ましい職業観や勤労観を育成するため、キャリア教育の一環として職場見学や職場体験の充実を図っており、県内全ての中学校において職場体験を実施しています。
- 高等学校におけるキャリア教育は、教育活動全般を通じて実施されており、インターンシップ活動等の体験的な学習活動を実施しています。

◇インターンシップ学校実施率（文部科学省調査） 【公立全・定】（％）

	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
全 国	64.6	69.1	71.1	74.5	77.2	79.8	80.8	79.3	79.0	83.7
長崎県	74.6	76.8	71.0	71.0	68.2	73.8	81.5	84.6	81.5	87.7

- 本県では、人口減少や高齢化が全国に先んじて進行しており、県外に進学・就職する高校生が多く、生産年齢人口が減少し、地域の活力が低下するなどの課題があります。これに対して、県と関係機関が連携して県内就職支援を推進しています。

主な取組

① 「夢・憧れ・志」を育む教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて「夢・憧れ・志」を育む教育を推進します。
- ・「夢・憧れ・志」を育む観点から職場見学や職場体験の内容の充実を図ります。
- ・児童生徒一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教材等の作成、活用を推進します。

② キャリア教育の充実

- ・A IやIoT等の出現をはじめとする社会の激しい変化に対応できる資質・能力を育成するとともに、主体的に自らの人生を切り開くためのキャリア教育を一層充実させます。
- ・就職に関して専門的な知識を有するスタッフを学校に配置することで、高等学校3年間を見通したキャリア教育を推進します。

③ 高校生の県内定着に向けた支援

- ・生徒・保護者向けの企業説明会や企業見学会を実施し、県内企業に対する理解を図るとともに、就職時のミスマッチや離職防止に向けた取組を通して県内定着を支援します。
- ・また、関係機関と連携して、インターンシップ受入企業を拡充し、全日制課程の高等学校に対しインターンシップの一層の導入を推進し、自己の将来像を明確にさせ、進路選択にあたっての職業観や日常の学習に対する興味・関心を喚起します。

④ 産業を支える人材の育成

- ・産業経済の著しい変化に即応するため、関係部局や専門学校等との連携や企業・研究機関等からの講師招へいにより、予測困難な社会の変化に対応できる人材の育成と教職員の指導力向上を図ります。
- ・生徒が目的意識を持って意欲的に学習に取り組むよう、資格や技能検定等の取得や地域との連携を更に深め、地域産業の活性化につながる地域の特性を生かした産業教育の充実を図るとともに、各種コンテスト等において全国レベルの高い成果を目指します。

⑤ 特別支援学校におけるキャリア教育の充実【2（5）③掲載】

児童生徒一人一人の多様な進路ニーズに対応するため、早期からの一貫したキャリア教育や、高等部における企業等と連携した職業教育の充実を図ります。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
4	夢や憧れがある児童（小学校）及び夢の実現に向けて行動している生徒（中学校）の割合	8 0 . 9 %	2 9	1 0 0 %
5	県内高校生の県内就職率（新規学卒者の全就職者に対する県内就職者の割合）	6 1 . 9 %	2 9	6 5 % 以上 を維持

(3) グローバル化に対応した教育の推進

○ 現状と課題

- 社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、次代をたくましく生き抜く子どもには、国際社会の一員として国際関係や異文化を理解するだけでなく、自分の考えや意見を自ら発信し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を身に付けることが求められます。
- 小・中学校における外国語教育においては、英語力の向上や授業改善を図るとともに、高校においては、生徒が自分の考えや意見を自ら発信し、行動する態度や能力を身に付けさせるため、英語・中国語・韓国語の集中研修の実施や外国語指導助手の配置などにより、外国語によるコミュニケーション能力の育成を図っています。
- 外国語教育の早期化、教科化、高度化への対応や、英語の「読む・書く・聞く・話す」の4つの技能をバランスよく育成するためには、小・中学校及び高等学校が連携し、発達段階に応じた発信力を高める活動を充実させるなど、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する必要があります。
- 大学入試改革においては、英語の4つの技能を適切に評価するため、民間事業者等が実施する資格・検定試験の活用が決定しており、そのことにしっかりと対応するための取組が必要です。

【中学校】

内 容	H28	H29
英検準1級以上を取得した英語教員の割合	29.3%	29.7%
授業において、発話の半分以上を英語で行う教員の割合	66.6%	69.1%

【高校】

内 容	H28	H29
英検準1級以上を取得した英語教員の割合	66.3%	68.5%
授業において、発話の半分以上を英語で行う教員の割合	59.8%	63.6%

- 世界にある環境や貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことで、これらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことが求められています。
- 地球規模の環境問題への対応が求められる中、豊かな自然環境を守るためには、様々な機会を通じて環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組ませるなど、環境教育をより一層推進する必要があります。
- 持続可能な社会の担い手として必要な、知識・能力・態度・価値観等については、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、児童生徒に身に付けさせる必要があります。

主な取組

① 我が国の言語や伝統・文化への理解促進

国際理解を深めるためには、他国についての理解を深めるだけでなく、自国の言語や文化などを正しく理解し、大切にすることを養うとともに、相互理解や国際交流を図るための発信力を育むことが大切であることから、各教科や外国語活動、総合的な学習（探究）の時間における学習内容や体験活動等の充実に努めます。

② 小・中・高等学校を通した外国語教育の充実

- ・ 長崎県学力調査（中学校英語）を通して、生徒の英語力を把握・分析し、県としての重点課題を設定したうえで授業改善を図ります。
- ・ 「長崎県英語教育推進協議会」を活用し、市町教育委員会及び国立大学附属学校、県内の複数の大学等と連携し、県全体で英語教育の充実に努めます。
- ・ 外国語教育の変革に対応し、充実した教育環境を整えるため、外国語担当教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手の効果的な活用を進め、児童生徒の英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の向上に努めます。
- ・ 義務教育修了時及び高校卒業時の到達目標を明確にし、小・中・高等学校が連携して目標達成に向けて取り組みます。

③ 高等学校における特色ある国際理解・外国語教育の推進

- ・ 外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、中国、韓国、シンガポールにおける短期集中研修など、コミュニケーションを図る機会を提供する取組を推進します。
- ・ 修学旅行や海外研修、海外からの留学生等との交流などにより、国際理解教育を推進します。

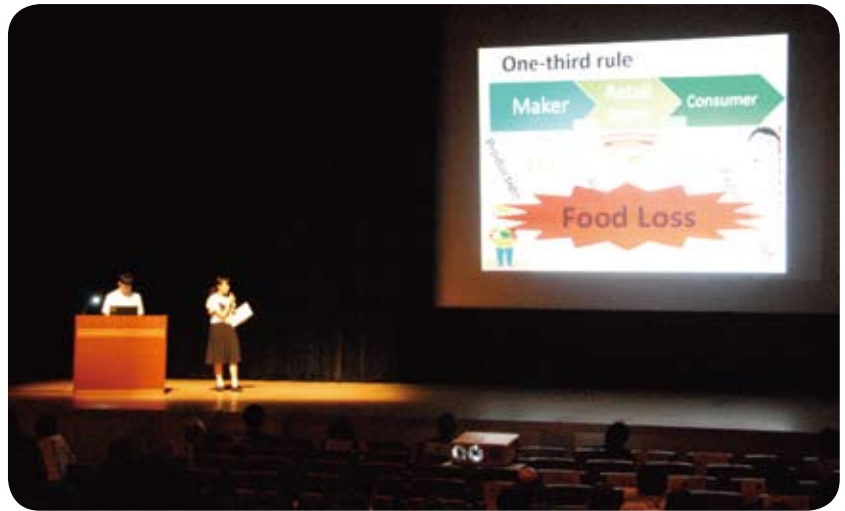
- ・ 本県独自の「英会話力テスト」により、生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ・ 様々な教科学習において、我が国と郷土の伝統文化に触れる学習を充実します。
- ・ 我が国や郷土の地理や歴史、今日の平和と反映を築いた先人の業績や生き方について理解を深め、愛情を育むことができるよう指導します。
- ・ 特色ある外国語教育や国際理解教育を進める学科やコースを設置し、語学力や国際的な視野を備えた人材を育成します。

④ E S D（Education for Sustainable Development）の推進

- ・ 環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の問題の解決を自らの課題として捉え、国際社会の一員として解決に向けて身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す教育（E S D）を推進するとともに、E S Dに積極的に取り組むユネスコスクールの活動を支援します。
- ・ 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に取り組む環境教育については、知識の習得や環境美化活動をはじめ、自分たちができることを自ら考え、E S Dの視点に基づき、身近なことから実践できる人材を育成します。

○ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
6	中学校卒業時に英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合	3 8 . 8 %	2 9	6 0 %
7	高校卒業時に英検準2級程度以上の英会話力を持つ生徒の割合	8 2 . 6 %	2 9	9 0 %以上 を維持
8	外国語指導助手が参加する授業により外国語学習の意欲や外国への興味・関心が高まった生徒の割合	9 1 . 8 %	2 9	9 0 %以上 を維持



九州スーパーグローバルハイスクールフォーラムでの発表



上海中国語研修



外国人との英会話体験

(4) 子どもたちの体験活動の推進

○ 現状と課題

- 少子高齢化や過疎化、地域における人間関係の希薄化は、子どもたちの集団生活を通して培われる協調性・道徳性・規範意識の育成に大きな影響を与えています。自然などと直接触れ合う体験や異年齢集団での活動、地域の多様な経験や技能を持つ大人との出会いなど学校内外の体験活動を充実させることにより、子どもたちの豊かな人間性や社会性が育まれることが期待されています。
- 本県の「しま」の特性や人材を活かした事業の展開により、参加者相互の交流や地元住民との交流が図られ、子どもたちのふるさと長崎への理解が深まり、豊かな心と社会性の育成につながっています。

◇ 「しま交流支援事業（H27～30）」の参加者数

年度	対馬市	壱岐市	五島市	合 計
27年度	親子コース 30名	子どもコース 109名	子どもコース 60名 親子コース 51名	子ども：169名 親 子： 81名
28年度	親子コース 30名	子どもコース 106名	子どもコース 58名 親子コース 55名	子ども：164名 親 子： 85名
29年度	40名	111名	58名	子ども：209名
30年度	51名	50名	56名	子ども：157名

- 県立青少年教育施設では、学校や子ども会等が実施する体験学習や、各施設の特徴を活かした魅力あるプログラムを実施するなど、子どもたちに充実した体験活動を提供しています。

今後、それぞれの施設の特徴を活かしながら、自然体験型活動に加え、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した体験活動を提供していく必要があります。

主な取組

① 学校における体験活動の充実

小・中学校では、ボランティア活動や自然体験活動、集団宿泊活動など、通常の学校生活では得られない様々な体験によって、子どもたちの見聞を広め、自然や文化に親しむことを通して、自然環境の保全に寄与する態度を養うとともに、よりよい人間関係を形成する力や公共の精神の育成を目指します。

② ふるさと長崎を誇りに思う気持ちや豊かな心の育成

児童生徒を対象に、「しま」ならではの体験を通して、参加者相互の交流や地元の子どものとの交流を図り、ふるさとを愛する心やコミュニケーション能力を育てるとともに、国境離島の現状や重要性についての理解を深めます。

③ 県立青少年教育施設での体験活動の充実

豊かな自然の中で教育課程に対応した体験活動やいじめ防止、防災などの社会的課題に対応した学習等の機会を提供し、子どもたちの体験活動の中心的役割を担っていきます。

④ 放課後や土曜日等の子どもの居場所づくりの充実

「地域子ども教室」を推進することで、放課後や土曜日等における子どもの安全・安心な居場所をつくり、スポーツや文化、学習などの様々な体験・交流活動の充実を図ります。

⑤ 多様な経験や技能を持つ人材を活用した土曜日等の教育環境づくり

土曜日等の教育活動の充実のため、多様な経験や技能を持つ人材・大学・企業・公民館等の協力により結成した「ながさき土曜学習応援団」の登録団体数を増加し、活動プログラムの拡充を図ります。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
9	自然体験に取り組んでいる小・中学校の割合	8 2 . 6 %	2 9	1 0 0 %

(5) 平和教育の推進

○ 現状と課題

- 被爆県としての本県における平和教育は、原爆や戦争の悲惨さと平和の尊さを十分に踏まえたうえで、国際社会から戦争をなくし、恒久の平和を希求する態度を育む必要があります。
- また、戦争体験の風化や平和教育の形骸化が危惧されている中、戦争の悲惨さや平和の尊さを児童生徒一人一人に理解させ、生命尊重の精神や平和を希求する心、実践的態度をしっかりと育むことが大切です。
- 全ての学校において、中核となって平和教育を推進する担当者を配置し、各校が作成した全体計画に基づき、組織的・計画的に平和教育を推進しています。
また、8月9日の「県民祈りの日」を登校日とし、戦争や原爆の悲惨さ、生命の尊重について学ぶ取組を実施しています。

◇本県における平和教育の実施状況（平成29年度）

小中学校における平和教育担当者の位置付け	100%
平和教育に関する全体計画を作成している小・中学校の割合	97.0%
「県民祈りの日」（8月9日）に平和学習を実施した小・中学校の割合	100%

○ 主な取組

- ① 平和で民主的な社会の形成者として必要な資質の育成
 - ・ 児童生徒の発達段階や地域等の実態を捉え、人権教育や国際理解教育との関連を図るなど、学校における全ての教育活動を通して、生命尊重の精神や思いやりの心、平和的で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度を育成します。
 - ・ 核兵器の非人道性や戦争の悲惨さ、平和の尊さを実感を持ってしっかりと理解させるよう、8月9日の「県民祈りの日」の登校日設定等、被爆県としての平和教育の充実に努めます。
- ② 国際社会の平和と発展に貢献できる資質の育成
歴史的な背景の理解に加えて、今後、国際社会の平和と発展に寄与することの大切さについて考える平和教育の充実に図ります。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
10	戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深めている児童生徒の割合《小・中学校》	97.3%	29	100%
	〃 《高校 県立66校（全定通）》	99.9%	29	100%



平和の灯コンサート



平和学習

社会の変化に主体的に関わるための資質・能力を育み、一人一人の可能性を伸ばします

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

○ 現状と課題

- これから子どもたちが活躍する未来は、グローバル化やA Iに代表される技術の急速な進展などにより、予測困難な社会の到来が予想されています。学校教育においては、次代を生き抜く子どもたちが、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、未来を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けさせることが重要です。
- また、これからの社会の変化に対応するための学習指導要領の改訂や大学入試改革が進められており、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう人間性等」の資質・能力を育成するためにも、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、子どもたちに、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けさせる必要があります。
- 長崎県学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果分析からは、本県児童生徒の学力は改善傾向にありますが、依然として「活用に関する問題」に課題があります。また、小学校においては、基礎的な知識・技能の定着についても課題となっています。
- 小・中学校では、平成25(2013)年度から長崎県学力調査を実施し、全国学力・学習状況調査の結果と併せて、子どもたちの学力の実態把握と指導の改善に取り組んでいます。

県では、「長崎県『新 学力向上のための三つの提案』」、学力UP通信「明日のために」等を通して、授業改善の方途を示すとともに、学習習慣の確立を目指して、学校と家庭とが一体となって取り組む活動を推進しています。
- 今後、小学校におけるプログラミング教育の必修化を受け、子どもたちに自分が求めることを実現するために、必要な動作などの組み合わせを考え、どのように改善すれば意図したものに近づくのかを論理的に考える力である「プログラミング的思考」を育成することが求められています。

- 国際調査（PISA調査）の結果から、読解力に関して改善すべき課題があることが指摘されています。確かな学力を育むうえで、読解力は不可欠な要素であり、全ての教科・科目における学力の基盤となるものであるため、その向上を図る必要があります。あわせて、主体性の基となる自己発信力を身に付けさせるために、読解力に加えて、論拠に基づいて自分の考えを表現する力も育成する必要があります。
- 大学入試センター試験に代わって実施される「大学入学共通テスト」では、国語と数学に記述式問題が導入され、今後、他教科でも導入が検討されているほか、英語においては「読む・書く・聞く・話す」という4つの技能を測る、民間の資格・検定試験が活用されることになっており、これまで以上に英語教育の充実が期待されています。
また、個別大学入試においても、記述式問題の充実や「学力の3要素」を「多面的・総合的評価」するものへと改善する方向で動き始めています。
- 高等学校では、教員の教科指導力の向上を図るための取組や、平成29（2017）年度からは国の高大接続改革や学習指導要領の改訂等に的確に対応するために、「次代を担う高校生の資質・能力を育成する指導改善プロジェクト」事業を実施し、各学校で次代を担う高校生に身に付けさせたい資質・能力を育むための授業の改善や実践研究に取り組んでいます。
- 高等学校におけるこれまでの成果を活かしながら、多様化する進路希望に応えられるよう、高校生段階で身に付けるべき基礎的な学力の確実な定着を図るため、教科指導を充実させ、生徒の授業理解度を向上させていく必要があります。

主な取組

- ① 少人数学級編制や少人数指導など、きめ細かな指導の充実
 - ・一人一人を大切にする教育の具現化に向け、少人数学級の実施や少人数指導など、個に応じた指導を通して、教育指導上、特に支援を要する児童生徒の支援の充実に努めます。
 - ・児童生徒の理解の状況や習熟の程度に合わせてティーム・ティーチングや習熟度別学習等を実施し、学力向上に努めます。
 - ・児童生徒の抱える様々な問題に適切に対応するための教職員配置を行います。
 - ・きめ細かな指導を充実させるため、複式支援等非常勤講師の配置や免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置を行います。
- ② 小・中学校における学力向上のための実践研究や啓発活動等の推進
 - ・教育課程説明会の実施等により、学習指導要領の趣旨を周知します。
 - ・喫緊の教育課題等を踏まえ、教員の指導力向上に係る「授業改善研修」の充実を図ります。

- ・ 本県の学力向上に係る成果等を踏まえ、学力向上のための指針「新 学力向上のための三つの提案」を、全ての小・中学校に周知・徹底します。

③ 小・中学校における国・県の学力調査の結果を踏まえた検証改善の取組の推進

- ・ 本県独自の学力調査を実施し、県及び市町の教育施策の検証を行い、各学校における指導の充実や改善に役立てます。
- ・ 早期に児童生徒の実態を把握し、各学校における検証・改善サイクルのもと、課題に対して速やかに取り組めるよう、学力調査の集計・分析システムの活用を推進します。
- ・ 授業改善に向けて、教育関係機関や大学等と連携して、学力調査の分析や学力向上に向けた授業の在り方等の検討を行い、提案授業や通信等で発信します。

④ 論理的な思考力・判断力・表現力の育成

- ・ 全国的にデジタルコンテンツが広がりを見せる中、子どもたちの読書離れ・活字離れが進んでおり、本県でも同様の傾向が見られます。そこで、様々な書籍や新聞等を活用し、子どもたちの読解力と多角的なものの見方や考え方を養うことで、課題や場面に応じた判断力や論理的思考力・表現力を育成します。また、小学校では、算数科や理科、総合的な学習の時間等において、プログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習を各教科等の特質に応じて計画的に実施します。
- ・ 電子黒板やタブレット P C 等の I C T を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげます。

⑤ 教員の指導力等の充実

各学校において児童生徒に身に付けさせたい資質・能力について検討し、職員間での共有を図る取組を促進するとともに、教育課程の見直しや各授業での「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善を推進するための校内研修を充実していきます。

⑥ 新しい大学入試制度への対応

- ・ 新しい「大学入学共通テスト」に対応するため、教科指導力向上の研修を充実させるとともに、研修を通じて円滑な指導ノウハウの継承を図っていきます。
- ・ 英語の民間資格・検定試験の導入等に対応するため、生徒の英語力を正確に把握し、「読む・書く・聞く・話す」の4つの技能をバランスよく伸ばす本県独自の指導方法と学習方法（「長崎モデル」）の確立を目指します。
- ・ 「多面的・総合的評価」に対応するため、「総合的な学習（探究）の時間」等における課題探究的な学びの場を充実させ、子どもたちが未来を生き抜くための資質・能力を身に付けさせます。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
11	全国学力・学習状況調査の平均正答率 小学校	国 A - 2 国 B - 1 算 A - 2 算 B - 2 理 ± 0	3 0	全国平均 正答率 以上
	〃 中学校	国 A - 1 国 B - 1 数 A - 1 数 B - 2 理 ± 0	3 0	全国平均 正答率 以上
12	県内公立高校卒業生（新卒）において進学希望者数に対する進学決定率	9 3 . 4 %	2 9	9 4 % 以上 を維持
13	高校生の学習にかかる意識・実態調査において、学校の授業が「よく分かる」「だいたい分かる」と回答した生徒の割合	5 5 . 7 %	2 9	6 0 %



授業改善のための研究授業

(2) 校種間連携の促進

○ 現状と課題

- 校種間の連携は、子どもたちの実態について情報共有をすることや、教育内容を一貫したものとして充実させるうえで極めて有効であり、学習指導要領においても幼児教育から高等学校教育までを見通した子どもたちの「学び」や「育ち」の連続性や系統性が重視されています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携については、幼保小連携推進事業の成果の普及に取り組むとともに、市町における幼保小連携推進体制の整備に向けた取組に対して支援を行っています。
- 小学校と中学校との連携については、全ての学校において同一中学校区で、児童生徒の様子や教育活動等に関する情報交換、児童生徒の交流活動や授業参観などの取組が進められています。今後、学校段階間の円滑な接続が図られるような教育課程編成の工夫が求められます。
- 中学校と高等学校の連携については、授業や学習指導の在り方等の研究を進め、教科指導力の更なる向上を図ることを目的とした取組を行っています。
- 高等学校と大学の連携については、長崎大学、長崎県立大学をはじめ県内外の大学との連携を図りながら、高等学校における質の高い教育活動に取り組んでいます。
- 継続的な指導・支援や見守りが必要な児童生徒については、小・中・高等学校を通して切れ目のない支援を行うことが大切です。そのため、進学・転学や進級の際に学校・学年間での情報共有と連携を確実に行う取組を進めています。

○ 主な取組

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の推進【2（4）②掲載】
 - ・幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録に整合性を持たせ、必要な情報が確実に小学校へ引き継がれるよう支援します。
 - ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼保小連携についての研究成果の普及を図るとともに、全市町における幼保小連携の推進体制の整備に向けて取り組みます。

② 小中学校連携に関する取組の推進

県内の小中一貫型小・中学校や義務教育学校における顕著な教育効果について積極的に発信し、教員や地域の理解を深めるとともに、各地区における校種間連携の促進を図っていきます。

③ 中高連携に関する取組の推進

各地域や学校の実態を踏まえて、共通理解を図るための組織づくりや教科研修等を通して、近隣の中学校との連携を推進します。また、中高の協働による教科指導力の向上や6年間を見通した生徒の学力向上を図ります。

④ 高大連携に関する取組の推進

生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、県内外の大学との連携を一層強化し、大学が持つ専門性の高い講義や実験等を直接体験させるなど、高校生の学習意欲を高める取組を充実させます。また、遠隔教育システムを用いた大学や専門機関との連携にも取り組みます。

⑤ 小・中・高等学校連携に関する取組の推進

児童生徒の成長と発達を支援するという視点から、平成27(2015)年7月に作成した「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を必要に応じて改定し、支援が必要な児童生徒の進学・転学や進級の際に、学校・学年間での情報の引継ぎが円滑・適切に行われるよう取り組みます。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023) 目 標 値
			年度	
14	幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の子ども同士の交流（複数回）の実施率	—	—	100%
15	小中連携による教育活動（教育課程）の実施率	66.7%	29	100%
16	中高連携を実施した県立高等学校（全日制）の割合（54校中）	72.2%	29	80%
17	高大連携を実施した県立高等学校（全日制）の割合（54校中）	66.7%	29	80%

(3) 情報教育の推進

○ 現状と課題

- 分かりやすく、深まりのある授業を実現し、子どもたちの確かな学力を育成するために、ＩＣＴを効果的に活用した授業を展開することが重要となっています。
- また、社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちが情報モラルを含む情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を育むことが期待されています。
- 小・中学校においては、拠点校を核とする県全体のＩＣＴを活用した教育の質を高める取組や、小規模化が進む地域では、遠隔地間の学校同士を結び、児童生徒が多様な意見に触れ、互いに教え合い、学び合う主体的・協働的な学びの実現に向けた研究に取り組んでいます。
- 県立学校においては、次世代の教育環境として必要な電子黒板を、県立高等学校等の全普通教室に整備しています。また、県立特別支援学校に学習・生活における困難の改善・克服に向けて、有効活用できるタブレットＰＣを整備しているところです。ＩＣＴを利用した授業が効果的なものとなるよう教員のＩＣＴの活用能力を高めながら授業改善をすすめ、より一層児童生徒の学力向上に努める必要があります。

○ 主な取組

- ① 児童生徒の情報活用能力の育成
学習指導要領を踏まえ、全ての教科等においてＩＣＴを活用した教育活動を各学校で展開し、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力（情報モラルを含む）を育成します。
- ② 教員のＩＣＴを活用して指導する能力の向上
 - ・電子黒板やタブレットＰＣ等のＩＣＴを効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげます。
 - ・研究校の研究発表会、成果物等の活用や県教育センターの研修講座を充実させることで、教員のＩＣＴを活用して指導する能力の向上に努めます。
- ③ ＩＣＴを活用した離島等の教育の充実
 - ・遠隔協働学習の研究成果の普及と、遠隔授業システムを活用して、小規模校で不足しがちな多様な考えに触れながら学び合う機会の確保に努めます。

- ・遠隔授業システムにより大学の教員や民間の有識者等の専門性の高い教育力を活用したり、県教育センター等からの授業配信によって、生徒の学力向上と進路意識の高揚に努めるなど、離島教育の質の向上を図ります。

④ 特別支援学校におけるＩＣＴを活用した教育の推進【２（５）④掲載】

障害の状態や特性に応じてタブレットＰＣや電子黒板等を活用することにより、児童生徒の学習上又は生活上の困難を軽減し、学習効果やコミュニケーション能力を高める指導方法等について、実践的な研究に取り組みます。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
18	授業中にＩＣＴを活用して指導できる教員の割合 (小・中・高)	77.2%	29	90%
19	ＩＣＴを活用して学習に取り組むことのできる子どもの割合(小・中学校)	69.7%	29	100%
20	電子黒板を活用した授業において生徒が理解できたと答える割合(高校)	79.0%	29	80%以上 を維持



電子黒板を活用した授業

(4) 幼児教育の推進

○ 現状と課題

- 幼児期における修得語彙数や多様な運動経験のほか、忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキル、いわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けること、特に、質の高い幼児教育を受けることにより、その後の学力や運動機能の向上、将来の所得向上、生活保護受給率の低下等につながるなど、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという諸外国の研究成果から、世界的に幼児教育の重要性への認識が高まっています。
- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を築くことを促す重要なものであることから、国においては、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指し、幼児教育の無償化が進められています。
- 平成29(2017)年3月に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」、気付いたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」を育むことが求められています。
- 幼保小連携については、幼稚園教育要領等に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、幼稚園等と小学校の教員がイメージする5歳児修了時の姿が共有されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待されています。

県内各市町では、独自に幼保小連携に取り組むところもありますが、連携のための時間確保や、市町の幼稚園・保育所・認定こども園担当課・教育委員会の支援等、市町における連携・協力体制の整備が課題となっています。
- 県では、幼稚園・保育所から、就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能と、子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育て支援の機能を併せ持つ認定こども園への移行を進めています。

認可・認定に際しては、職員体制や施設設備基準を幼稚園と保育所の厳しい基準の方に合わせるとともに、改めて教育・保育の見直しを行い、より質の高い教育・保育の計画を立てることで、幼児教育の質の向上を図っています。

- 今後、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育が行われるよう、自己評価の実施、職員の資質向上のための研修の実施、認定こども園設置の支援などを継続して行っていく必要があります。

○ 主な取組

① 幼児教育の質の向上

- ・ 幼児教育について、幼稚園、保育所、認定こども園の職員の資質向上を図るため、これまでの研修を見直し、キャリアアップのための研修体系を構築します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園の関係者合同の研修を実施し、意見交換や相互交流を進め、相互理解を促進します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園における教育・保育活動の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて、運営の改善と発展を目指すとともに、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、自己評価の実施とその結果の公表の取組を推進します。
- ・ 幼児教育に対する多様なニーズに応えるため、地域の実情に応じて、認定こども園への移行を促進し、就学前の子どもの教育と保育の充実を図ります。

② 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の推進【2（2）①掲載】

- ・ 幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録に整合性を持たせ、必要な情報が確実に小学校へ引き継がれるよう支援します。
- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼保小連携の研究成果の普及に努めるとともに、市町における幼保小連携の推進体制の整備に向けて取り組みます。



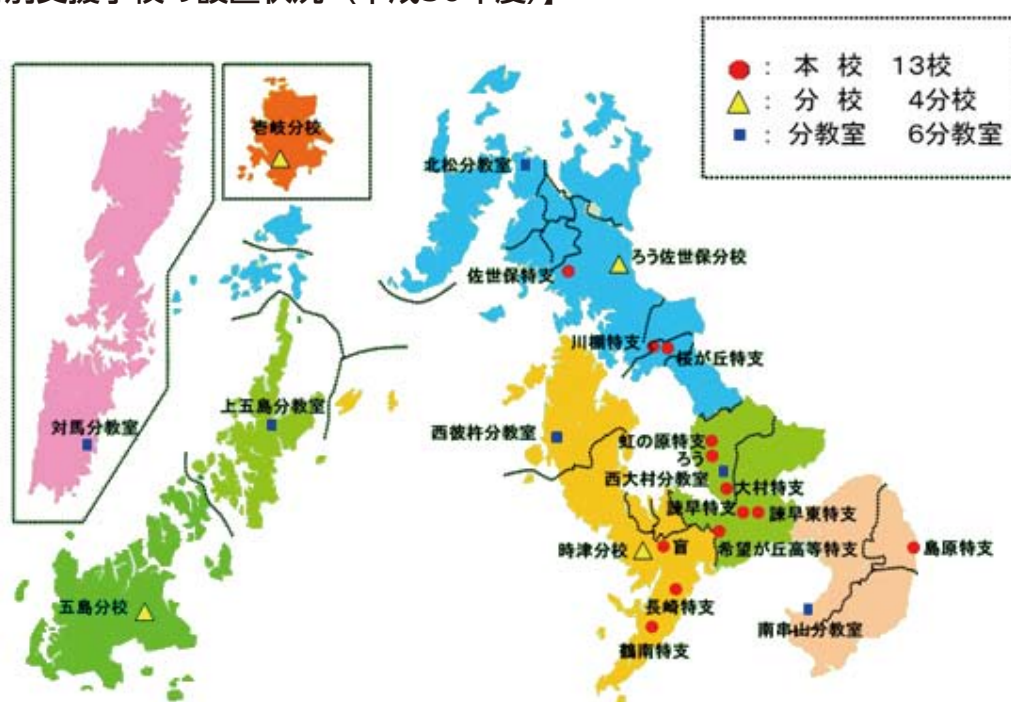
「協同性」や「思考力の芽生え」が見られる遊び

(5) 特別支援教育の推進

○ 現状と課題

- 平成26(2014)年1月に我が国が「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばし、積極的に社会参加できるよう、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。
- 本県においては、「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、障害のある子どもがその能力や特性に応じた指導・支援を受けられるように、「多様な学びの場」の整備に向け各種施策に取り組んでいます。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、中学校卒業後に特別支援学校高等部へ進学する生徒が年々増加しており、そのための教育環境の整備が課題となっています。
また、近隣に特別支援学校がない地域においては、遠距離通学や寄宿舎へ入舎せざるを得ない状況もあり、分教室等の設置について保護者の要望があります。
一方、特別支援学校の中には、幼児児童生徒数が減少している学校もあることから、統廃合や総合化も視野に入れた特別支援学校の適正配置を計画的に推進していく必要があります。

【県立特別支援学校の設置状況（平成30年度）】



- 平成27(2015)年に県が実施した実態調査において、小・中・高等学校の通常の学級に在籍する発達障害等があると思われる児童生徒が、小・中学校で7.6%、高等学校で2.3%と、平成21(2009)～22(2010)年に実施した同様の調査よりも増加していたため、発達障害を含む特別な配慮が必要な児童生徒に対する早期からの一貫した支援体制の構築を進めています。
- 幼稚園等においては、適切な指導・支援や就学先への確実な情報の引継ぎのために、個別の教育支援計画等の作成・活用による相談・支援体制の更なる充実が必要です。
- 小・中学校においては、特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒の増加に伴い、担当する教員の専門性の向上や、指導・支援の継続性が求められています。

高等学校においては、平成30(2018)年度から「通級による指導」が制度化されたこともあり、特別支援教育に対する教職員の意識の向上や、指導改善に取り組む必要があります。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の自立や社会参加を目指し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた質の高い教育が実施できるよう、ICT等を活用した指導内容・方法の改善、キャリア教育の充実、教職員の専門性の向上に努める必要があります。

また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の充実が求められています。

主な取組

① 特別支援学校の適正配置

長崎県特別支援教育推進基本計画に基づき、全県的な視点に立って、障害種別、幼児児童生徒や保護者のニーズ、地域の特性、今後の幼児児童生徒数の見込みなどを考慮し、統廃合や総合化も視野に入れた特別支援学校の適正配置を推進します。

② 特別支援学校教員の専門性の向上

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や適切な支援を行うため、当該障害種の免許状未保有者に対して、免許取得を積極的に働きかけます。また、外部専門家を活用した研修等を計画的に実施し、特別支援学校教員の更なる専門性の向上を図ります。

③ 特別支援学校におけるキャリア教育の充実【1(2)⑤掲載】

児童生徒一人一人の多様な進路ニーズに対応するため、早期からの一貫したキャリア教育や、高等部における企業等と連携した職業教育の充実を図ります。

④ 特別支援学校におけるＩＣＴを活用した教育の推進【２（３）④掲載】

障害の状態や特性に応じてタブレットＰＣや電子黒板等を活用することにより、児童生徒の学習上又は生活上の困難を軽減し、学習効果やコミュニケーション能力を高める指導方法等について、実践的な研究に取り組みます。

⑤ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援教育コーディネーターの専門性向上を図るとともに、特別支援学校を核とした地域におけるネットワークを整備し、各地域における支援・連携体制の充実を図ります。

⑥ 交流及び共同学習の推進

特別支援学校の児童生徒に対して「支援籍ガイドブック」を活用した交流及び共同学習を推進し、障害のある子どもに対する地域の理解や啓発を図ります。

⑦ 早期からの継続的な教育相談・支援体制の整備

幼稚園等から一貫した教育的支援の充実を図るため、就学移行期における相談支援体制を整備し、保護者等へ早期からの相談や情報提供の充実に努めます。また、幼児児童生徒の個別の教育支援計画の作成・活用等による関係機関との連携や確実な情報の引継ぎ、幼稚園等、小・中・高等学校における継続した支援の充実に努めます。

⑧ 幼稚園等における特別支援教育の充実

乳幼児期における適切な指導・支援の充実を図るための継続的な研修を実施します。

⑨ 小・中学校における特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーターや指導教諭、特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性の向上を図るために、体系的・継続的な研修を実施します。

⑩ 高等学校における特別支援教育の充実

「通級による指導」や教職員の専門性向上のための研修を実施し、全ての高等学校における特別支援教育の充実に努めます。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
21	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	8 4 . 7 %	2 9	9 5 %
22	特別支援学校高等部及び専攻科卒業者の進路希望に添った進路実現率	9 5 . 7 %	2 9	9 5 % 以上を維持
23	公立の小・中・高等学校における特別支援教育を理解している教員の割合	8 0 . 3 %	2 9	1 0 0 %



交流及び共同学習



特別支援学校キャリア検定

(6) 修学支援の推進

○ 現状と課題

- 国においては、これまでの国庫補助事業に加え、全ての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成26(2014)年度から高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を創設し、高等学校等における授業料や授業料以外の教育に係る経済的負担の軽減を図っています。
- 本県においても、通学にかかる経費の補助や定時制・通信制課程における修学奨励事業を行うなど、修学支援の充実に努めています。
- 教育費にかかる経済的負担は大きく、家庭の経済的事情による教育格差の解消の必要性が指摘されており、授業料などの教育にかかる経費負担を軽減し、経済的理由により修学の機会が失われないよう、子どもたちが安心して学べる取組が求められています。

○ 主な取組

① 公立高等学校等就学支援費補助事業

公立高等学校に通学する生徒の保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、政令で規定された額未満の高校生に対し、授業料相当額を補助します。

② 公立高等学校等奨学給付金事業

県内に住所を有する保護者等の所得状況が、生活保護受給世帯や住民税所得割額が非課税である世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するための支援を行います。

③ 公立高等学校生徒遠距離通学費補助事業

離島以外12km、離島8km以上の通学生を対象とし、通学費から基本控除額を差し引いた額の1/3（住民税所得割額非課税世帯）及び1/4（高額定期券負担者）を補助します。

④ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励事業

・修学奨励資金貸与事業

高等学校定時制課程及び通信制課程の在學生徒で、継続して収入を得ることができる職業に就いている者に対し修学奨励資金を貸与します。(月額14,000円、卒業した場合は返還免除)

・教科書・学習書の無償給与事業

高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する有職生徒で、当該年度において履修するための教科書及び学習書を購入する者に対し必要な経費を補助します。

⑤ 特別支援教育就学奨励事業

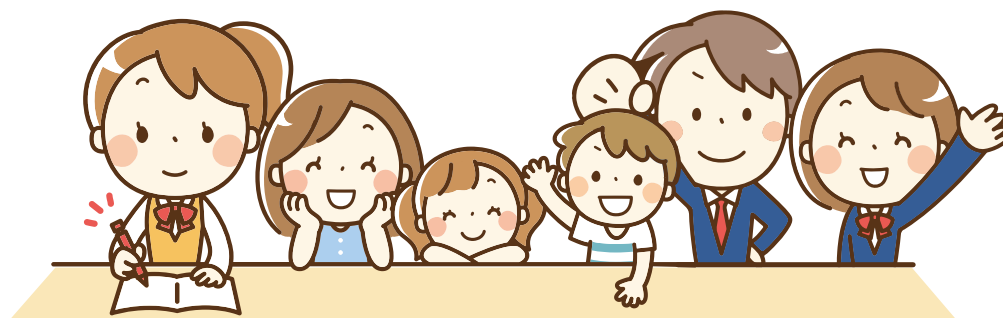
就学に必要な経費について、保護者の経済的負担能力に応じて、その全部又は一部を支給します。(教科用図書購入費、学校給食費、通学費、修学旅行費、学用品購入費等)

⑥ へき地児童生徒援助事業(離島高校生修学支援費補助)

高等学校等が設置されていない離島から、本土又は他の離島の公立高等学校等へ進学する生徒の保護者に対し、通学費又は帰省費・居住費に要する経費を補助します。

○ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
24	「経済的理由」による中途退学者の割合	1.4%	27～29 の平均	1.0% 以下



(1) 道德教育の推進

○ 現状と課題

- 子どもたちが自他のいのちを大切にする心、互いに尊重し合う心や、思いやりの心等を育むために、発達段階に応じた心に響く道德教育の充実が一層重要になっています。
- 本県では、『すべての教育活動を通じて道德教育を推進し、いのちを輝かせて生きる子どもを育てましょう。』『小中高の12年間を見通して、子どもの発達の段階に即した道德教育を推進させましょう。』という2つの指針を示すとともに、本県の道德教育が目指すべき方向性やその実践状況等を示したリーフレット「長崎県の道德教育」を全教職員に配付することで、道德教育の充実を図ってきました。また、全ての小・中学校で行っている道德の授業公開は、全国に先駆けた取組です。
- また、児童生徒にとって魅力的な教材を提供するために、「長崎っ子に贈る50の話」「心のノート長崎県版」などを作成・配付し、その活用を推進してきました。
さらには、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を醸成するため、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を実施し、道德の授業をはじめ、1週間の教育活動を家庭や地域に公開するとともに、あいさつ、返事、マナーなどの充実を目指した、「長崎っ子さわやか運動」も展開しています。
- いじめの問題への対応の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的な教育の推進、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を求めて、平成27(2015)年3月に学校教育法施行規則が改正され、小・中学校の道德が教科化されました。

○ 主な取組

① 全ての生命を尊重する心の育成

教科書や生命尊重に関わる教材の活用、実践的・体験的活動を通して、全ての生命あるものを尊重する心を育み、いのちを輝かせて生きる子どもを育成します。

② 校内指導体制の充実

各学校の道徳教育推進教師（担当者）を中心として、道徳教育の全体計画や道徳科の年間指導計画を整備するなどして、全教職員が協力して取り組む校内指導体制の充実を図ります。

③ 道徳科の授業の充実

新たに作成された道徳の教科書を活用しながら、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るために、指導法や評価等の研修会を開催し、教員の指導力を向上させます。

④ 家庭や地域社会との連携

学校・家庭・地域がより一層連携して「長崎っ子の心を見つめる教育週間」に取り組むことで、児童生徒がいのちを輝かせて生きようとする意欲や社会性、規範意識等を育成するとともに、道徳教育に取り組む教育環境づくりを推進します。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
25	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施に際し、企画・運営に関わった家庭や地域人材の1校あたりの平均人数	3 6 人	3 0	4 0 人
26	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	9 7 . 0 %	3 0	1 0 0 %



長崎っ子の心を見つめる教育週間

(2)－1 人権教育の推進（学校における人権教育の推進）

○ 現状と課題

- 国の内外で人権尊重のための様々な取組が展開されているにもかかわらず、学校でのいじめや女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人などに対する偏見や差別などの問題が依然として後を絶たない状況にあります。
- 近年、インターネットを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込み、性的マイノリティへの偏見や差別の問題等、情報化の進展などの社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じており、その解決に向けた確かな取組を一層進めていく必要があります。
- 各学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、地域や各学校の実態に応じた人権教育の一層の充実を図り、社会生活や学校生活等における偏見やいじめ等の問題に気づき、それらの解決に向けて自ら取り組んでいこうとする実践力を育成する必要があります。
- 本県では、これまでの同和教育の成果を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨や内容を踏まえ、教育活動全体を通して人権尊重の精神の涵養を目指した人権教育が実践されています。
- 全ての学校において充実した内容の校内研修が実施できるよう、人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」を発行し、地区別人権教育研修会及び研究指定校・指定地域の成果等との相互の関連により研修効果を高め、教員の実践力向上に努めています。

◇学校における人権教育の状況

学校教育目標に人権教育の視点を設定している学校の割合（H29）	100%
校務分掌に人権教育担当を位置づけている学校の割合（H29）	100%
「人権教育をすすめるために」を活用している学校の割合（H29）	100%
人権問題に関する授業を実施した学校の割合（H29）	100%

① 人権教育に関する研修等の充実

- ・教職員自らが人権感覚を磨き、様々な人権課題について認識を深め、適切に人権教育を実践できるよう研修の充実を図ります。
- ・人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」の内容の充実・改善を図るとともに、研究指定事業を積極的に推進します。

② 新たな人権課題解決のための取組

- ・L G B T等の性的マイノリティや拉致問題等、近年の人権課題等について、啓発資料「人権教育をすすめるために」等を活用し理解を深めるとともに、各研修会等においても啓発を進めます。
- ・インターネットやSNS等によるいじめを含めた人権侵害の実態把握に努めるとともに、保護者や関係機関等と連携した改善対策を推進します。

③ 男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進

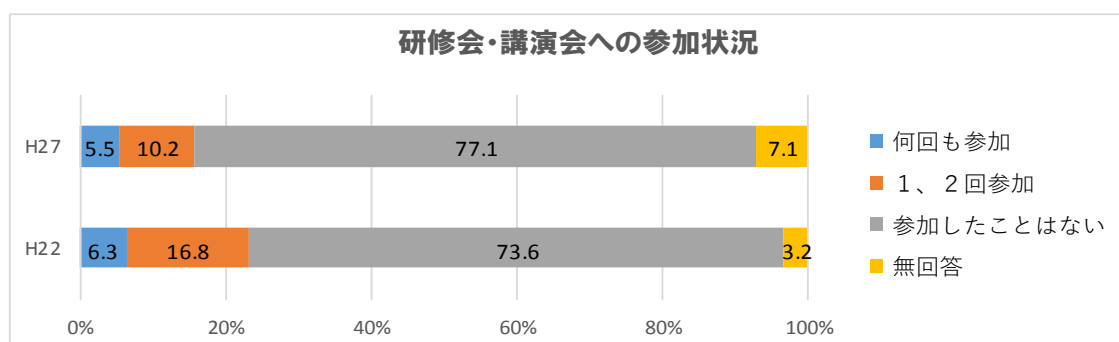
男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての教育の充実に努め、男女共同参画社会の形成に向けた教育を推進します。

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
27	周囲や相手のことを思いやって生活できている児童生徒の割合 《小・中学校》	8 9 . 7 %	2 9	1 0 0 %
	〃 《高校 県立66校（全定通）》	9 3 . 6 %	2 9	1 0 0 %
28	人権教育に関する校内研修の実施率《小・中学校》	1 0 0 %	2 9	1 0 0 % を維持
	〃 《高校 県立66校（全定通）》	1 0 0 %	2 9	1 0 0 % を維持

(2)－2 人権教育の推進（社会における人権教育の推進）

○ 現状と課題

- 幼児から高齢者までを対象とした社会教育においては、身近な生活や社会における人権問題など、人権全般についての正しい理解、人権感覚の涵養を図っていくことが重要です。そのために、研修会や講座をはじめ、あらゆる機会を通して人権について学ぶことができるよう、国、市町、関係団体、企業等と連携して人権教育・啓発を進めています。
- 様々な人権課題については、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、各種研修会や人権教育研究大会等を通して、県民の人権に対する正しい理解の促進と人権意識の向上を図っています。また、障害者差別解消法やいわゆるヘイトスピーチ対策法など、新たに施行された人権に関する法令や、近年顕在化してきた性的マイノリティなどの人権課題についても県民への理解を広げていくことが求められています。
- 平成27(2015)年度に実施した人権に関する県民意識調査では、「同和問題を知っている」割合が平成22(2010)年度の78.4%が72.7%になるなど、問題への認知度が低くなってきている状況があり、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月に施行されたことも踏まえ、人権教育・啓発の更なる推進と充実を図る必要があります。
- 人権をテーマにした講演会や研修会等に「参加したことがない」という県民が、全体の7割を超え依然として高い状況にあることから、参加を促すため、学習プログラムの充実や地域に根ざした取組が求められています。加えて、人権教育の推進の要となる指導者の育成と活動促進が課題となっています。



(H27「人権に関する県民意識調査」 ※H27は官公庁が実施した研修会等への参加状況)

- 県人権教育啓発センターは、平成29(2017)年度に県庁内に移転し、広報啓発や人権相談、教育研修、連携交流など引き続き重要な役割を果たしています。今後も、人権教育・啓発の中核的な拠点としてより身近に利用してもらうとともに、各種機能を高めていく必要があります。

◎ 主な取組

① 人権についての理解や人権感覚の涵養を図る取組の推進

- ・市町や関係団体等と連携し、学校・家庭・職場・地域社会等のあらゆる場や機会を通じて、同和問題をはじめ様々な人権課題についての教育・啓発に取り組みます。
- ・社会人権・同和教育地区別研修会などの各種研修会や長崎県人権教育研究大会等においては、性的マイノリティの人権や災害被災者の人権など社会の要請や受講者のニーズを踏まえたテーマを設定するとともに、人権問題に関する認識等を深めるための学習プログラムの充実を図ります。

② 地域や学校等で活動できる指導者の育成

人権・同和教育指導者養成講座等を通して、参加体験型人権学習のスキルや様々な人権課題についての専門的知識をもった指導者の育成とネットワーク化を図り、地域における人権に関する事業等への指導者の参画を促進します。

③ 人権教育啓発センターを中核とする研修・啓発の充実

- ・人権について、誰もが親しみをもって学べるよう、書籍やDVD等の充実を図るとともに、時宜に応じた内容の啓発資料の作成・提供をはじめ、研修相談や企業等からの研修依頼への対応に努めます。
- ・様々な人権課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティ、原爆被爆者、災害時における人権尊重、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等）について、国、市町、NPO、関係部局等と連携して教育・啓発に取り組みます。

◎ 目指す成果指標

No.	指標の内容	基準値		35年度(2023) 目標値
			年度	
29	人権意識が向上したと思う人の割合	49.3%	29	55%
30	人権・同和教育指導者登録者のうち活動者の割合	58.3%	29	65%

(3) 子ども読書活動の推進

○ 現状と課題

- 読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。
- 子どもの読書活動を総合的・体系的に推進する「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」〔平成26(2014)～30(2018)年度〕策定により、県と各市町が連携した取組を推進してきました。
- 子どもが日常的に本に触れることができるよう、各学校で「全校一斉読書活動」を推進したこと、また、司書教諭や学校司書等の資質向上のための研修会を開催し、専門性を身に付けた人材の育成を図ったことなどが、不読者率の減少につながりました。しかし、小学校では「全校一斉読書活動」の実施率が下がっている状況にあります。

◇児童生徒の不読者率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）

(単位%)		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	目標値
小学生	本県	0.5	0.9	0.9	0.8	0.6	0.8	0.1	0.3	1%以下
	全国	6.2	6.2	4.5	5.3	3.8	4.8	4.0	5.6	2%以下
中学生	本県	0.4	0.8	1.2	2.2	2.2	2.3	1.1	0.5	1%以下
	全国	12.7	16.2	16.4	16.9	15.0	13.4	15.4	15.0	8%以下
高校生	本県	15.8	15.6	11.8	11.3	11.6	11.7	11.9	11.9	12%以下
	全国	44.3	50.8	53.2	45.0	48.7	51.9	57.1	50.4	26%以下

※全国の数値目標の目標年は2022年度

- 学校以外でも子どもが自然に読書に親しめるよう「家族10分間読書運動」を推進し、家庭と学校が連携した取組を進めてきましたが、読み聞かせをしたり、公共図書館を利用したりする家庭とそうでない家庭の格差が広がっています。
- 子ども読書活動に携わる民間団体を育成・支援するため、ホームページでの啓発や民間団体が主催する研修会にかかる経費の助成などを行ったことで、図書ボランティア団体の登録数が増えてきました。しかし、団体相互や関係団体との連携に課題があります。

◎ 主な取組

① 学校における子ども読書活動の推進

「全校一斉読書活動」の充実を図るとともに、学校図書館を「読書センター」のみならず、「学習センター」「情報センター」としても利活用できる環境の整備に努めます。また、司書教諭や学校司書等の資質向上のための研修会を引き続き実施します。

② 地域における子ども読書活動の推進

各市町の公共図書館や図書ボランティア団体などと連携し、県立長崎図書館を拠点としながら、地域における子ども読書活動の推進を支援します。また、県においては、県立学校への学校司書の配置拡充に努めるとともに、各市町における「子ども読書活動推進計画」の策定と学校司書の積極的な配置を働きかけます。

③ 家庭における子ども読書活動の推進

「家族10分間読書運動」の県民への周知を更に図ることで、子どもはもとより、保護者をはじめ大人の読書活動を一層推進していきます。また、公共図書館や図書ボランティア団体やPTAなどとの連携を図り、一人でも多くの子どもが読書の楽しさを感じられるよう努めます。

④ 読書関係者の連携の促進

子ども読書活動の更なる充実を図るため、読書推進に関わる団体等の関係者が目標や課題を共有することができるよう、各地域における子どもと本をつなぐ人たちの連携した取組を支援します。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
31	児童生徒の不読者率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	小 0.3%	29	1%以下を維持
		中 0.5%		1%以下を維持
		高 11.9%		12%以下を維持

(4) 子どもたちの文化芸術活動の推進

○ 現状と課題

- 子どもたちの文化芸術活動は、豊かな感性や創造性を育み、生きる喜びを感じることに欠かせないものです。
- 児童生徒の数が減少する中で、子どもたちが、様々な選択肢の中から文化活動に取り組めるような活動の在り方を、市町教育委員会や県中学校文化連盟・高等学校文化連盟と連携しながら構築していく必要があります。
- 中学校においては、長崎県中学校文化連盟を中心として、平成30(2018)年度開催の第18回全国中学校総合文化祭を契機に、中学校における文化活動の更なる活性化を目指した育成・支援を行っています。
- 高等学校においては、長崎県高等学校文化連盟を中心として、文化活動のより一層の充実に努めており、県内全ての学校で文化活動に取り組んでいます。
- 本県の地理的条件から、離島半島部の児童生徒は舞台芸術や美術展、伝統文化等を鑑賞する機会が少ない現状にあることから、優れた文化芸術を実感できるよう、鑑賞の機会を確保していく必要があります。

このため、離島半島部を中心に舞台芸術鑑賞事業や美術巡回展を実施するなど、子どもたちが優れた文化芸術や伝統文化を実感できる機会を提供しています。
- 文化芸術活動に取り組む子どもたちが、その成果を発表することは、達成感や充実感を味わうことができるだけでなく、更なる意欲向上や文化活動の活性化につながることから、成果発表の機会を確保していく必要があります。
- 子どもたちが、日頃の文化芸術活動の成果を発表する場として、美術作品展や音楽コンサートの開催などの発表する機会を、市町や関係団体と連携して提供しています。

主な取組

① 本県での全国大会開催後の子どもたちの文化芸術活動の活性化

- ・本県で開催された全国総合文化祭を契機として、子どもたちの文化的な力を更に高めるため、中学校と高等学校の生徒間交流の実施など、連携を強化するとともに、県中学校文化連盟や県高等学校文化連盟が開催する県総合文化祭や研修等への支援を行うなど、市町教育委員会と連携して、子どもたちの文化活動の活性化に努めます。
- ・部活動指導にあたっては、子どもたちのバランスのとれた生活と成長の確保のため、行き過ぎた活動とならないよう、関係団体と連携して休養日設定の徹底を図ります。

② 優れた文化芸術の鑑賞機会及び成果発表の機会の提供

子どもたちの豊かな人間性を育み、創作活動や美術に対する関心を高めるため、様々な分野の優れた舞台芸術や文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、日頃の文化芸術活動の成果発表の場として、美術作品展や音楽コンサートの開催など、市町や関係機関と連携した機会の確保に努めます。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
32	子ども県展への応募率	7 4 . 0 %	2 9	7 5 % 以上 を維持



子ども県展

(5) 体力の向上と学校体育の推進

○ 現状と課題

- 教科体育の目標である「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する」ためには、生きる源である体力の向上と運動を好きになることが重要であり、学校体育を充実させる必要があります。
- これまで本県では、体力向上支援委員会を設置し、教員の指導力の向上を図る研修の実施、体力テスト結果個人票の配布や体力向上へ向けた資料・情報の提供、体育授業や運動部活動での外部指導者の活用、学校体育関係団体への支援などに取り組んできました。
- 平成29(2017)年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、体力合計点は全国とほぼ同じレベルにあります。
しかしながら、種目ごとに見ると、持久力は全国でもかなり高いレベルですが、柔軟性がかなり低いレベルであり、体力の偏りが見られます。
また、運動をする者としらない者や体力の高い者と低い者の二極化も見られます。
- 子どもたちの健全な育成を目指し、生徒の自主的、自発的な参加により行われる運動部活動においては、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保やスポーツ障害の予防、教職員の負担軽減などの観点から、適切な休養日を確保し、学校全体で組織的に運営していく必要があります。

○ 主な取組

- ① 体力向上の推進
 - ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、全ての児童生徒のデータを分析して、学校ごとの課題を明確にし、児童生徒の発達段階に応じた体力向上の取組を充実させます。
 - ・子どもたちが体を動かすことが好きになり、意欲的に運動やスポーツに取り組むよう、体力向上アクションプランの作成と改善へ向けて支援します。
 - ・学校・家庭・地域が連携・協力を図り、親子体力向上実践セミナーやフィットネスチャレンジ等を通じて体力向上の意識が高まるよう支援していきます。

② 教員の指導力向上と体育授業の充実

- ・教員の指導力向上と体育授業の充実のために、体育主任研修会や指導力向上セミナー、体力向上指導者養成研修などの研修会を開催します。
- ・教員の研修会や体育授業に専門性の高い外部指導者等を活用します。

③ 県研究指定校及び学校体育関係団体による研究の推進

研究指定校の取組及び小・中・高等学校の各研修会について、内容の充実と学校体育関係団体の活性化を図るとともに、校種を越えた研究成果の共有を進めます。

④ 運動部活動の充実

- ・運動部活動中の事故防止等に対する手立てや、適切な部活動運営を行うために必要な知識・指導方法などについて、指導者の理解が深まるように運動部活動研修会の充実を図ります。
- ・国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、それを受け策定した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」をもとに、運動部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、適切な休養日と活動時間の設定や専門的な知識・技能を有する外部指導者の活用などにより最適な形で実施されるよう、市町教育委員会及び関係団体等と連携しながら徹底を図ります。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023) 目 標 値
			年度	
33	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国平均以上の種目	18種目	29	全種目 (34種目)
34	「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	90.4%	29	90%以上 を維持
35	公立中学校において、週2日以上休養日を設定している運動部の割合	16.3%	29	100%
	公立高等学校において、週1日以上休養日を設定している運動部の割合	79.6%	29	100%

(6) 健康教育の推進

○ 現状と課題

- 近年、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化により、児童生徒の現代的健康課題は多様化・深刻化の傾向にあります。特に、生活習慣病や心の健康、命の大切さや性に関する問題、アレルギー疾患など、児童生徒に対する健康教育の一層の充実が求められています。
- 児童生徒が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送る基礎を培い、ひいては健康寿命の延伸につなげていくためには、バランスの取れた食事、適度な運動、十分な睡眠など、望ましい生活習慣や、性に関して正しく理解し行動することなど健康についての基本的な知識等をしっかりと身に付けることが必要です。
- 児童生徒の健康課題を解決するためには、学校・家庭・地域などで組織する学校保健委員会の活動を充実させることが必要であり、課題を解決するための取組や活動の評価を実施し、継続した活動にすることが大切です。
- また、薬物乱用はいつでもどこでも起こり得る問題であることから、児童生徒が薬物に対する正しい知識を身に付け、適切な行動をとることができるよう、教科指導や薬物乱用防止教室など学校教育活動全体を通じて、薬物乱用防止教育の充実を図ることが必要です。
- さらに、生涯にわたる健康の保持増進のために、児童生徒のむし歯の保有率の一層の低減について引き続き取り組む必要があります。

○ 主な取組

- ① 現代的な健康課題に対応するための健康教育の推進
児童生徒が、生活習慣病の予防、がん、歯・口腔の健康、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用問題など現代的な健康課題に対し、正しい知識を身に付け、生命を尊重し自分の将来を考え、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じた指導を行います。

② 教職員の資質の向上

管理職員や養護教諭、保健主事及び関係教職員の健康教育に関する専門的知識・技能の向上を図るために、各種研修や研究協議を行います。

③ 児童生徒の健康管理と組織的、計画的な健康教育の実践

家庭と連携を図りながら、児童生徒の健康状態や健康課題を把握するとともに、保健教育、保健管理に組織的に取り組むために、各学校における学校保健計画の策定や学校保健委員会の活動の充実・活性化を図ります。

④ 薬物乱用防止教育の充実

薬物乱用防止教育を行う教職員等を対象とした指導力向上のための研修会の開催や、生徒参加型の薬物乱用防止教室を実施するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

⑤ 歯・口の健康づくりの推進

永久歯のむし歯予防として取り組んでいるフッ化物洗口を中学校までに拡充し、児童生徒に対する切れ目のないむし歯予防対策に取り組めます。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
36	1 5 歳児の永久歯平均むし歯数	1 . 6 6 本	2 9	1 . 2 2 本 以下



歯・口の健康づくり（ブラッシング指導）

(7) 食育の推進と学校給食の充実

○ 現状と課題

- 近年、朝食欠食や個食、偏った栄養摂取など、子どもたちの食をめぐる様々な課題が見受けられ、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進することが喫緊の課題となっています。
- 正しい食事の在り方について学び、望ましい食習慣を形成するとともに、地域の食文化や郷土の理解につなげるなど、全ての公立小・中学校において、食に関する指導に係る全体計画等を作成し、食育を推進していくことが求められます。

項 目	H 2 7	H 2 8	H 2 9
小・中学校における児童生徒の朝食摂取率	9 8 . 5 %	9 8 . 4 %	9 8 . 3 %

- 子どもたちの食をめぐる様々な課題に対応するために、管理職員をはじめ栄養教諭や関係職員に対する研修等の更なる充実を図っていく必要があります。
- 食育の推進にあたっては、学校給食を「生きた教材」として活用し、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることが大切です。
また、学校給食に県産品を使用することは、「生きた教材」として地域を学ぶことができ、安全・安心な給食が提供できることから、地産地消の推進に努めています。
- 一方、食物アレルギー症状を有する児童生徒の割合は増加傾向にあるため、学校給食においては食物アレルギー事案を未然に防止し、安全・安心な学校給食の提供に努めていく必要があります。現在、食物アレルギーを有する児童生徒には、学校及び調理場の施設設備や人員等の状況を考えながら、安全性を最優先に給食を提供しているところです。

○ 主な取組

① 学校における食育の推進

校内推進委員会の設置など、栄養教諭を中心とした指導体制の整備・充実に努め、食に関する指導に係る全体計画等を全ての学校で作成します。また、家庭や地域及び生産者や関係団体と連携しながら、学校給食を中心とした食育を一層推進します。

② 教職員等の資質の向上

食育に対する教職員の意識や指導力の向上、特に、栄養教諭等に対する専門的知識・技能の向上のための各種研修や研究協議を実施します。

③ 安全・安心な学校給食の実施

学校給食における食物アレルギーへの対応として組織的な対応を実施するため、管理職員をはじめとした教職員間において、児童生徒が有する食物アレルギー情報の共有化を図るとともに、誤配食等の人的ミスを無くするための食物アレルギー管理システムを活用し、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

④ 学校給食における地場産物活用の推進

地域の食文化や歴史、産業、働く人たちへの理解と関心を深めるために、地場産物の使用促進を図り、食に関する指導に活用します。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
37	校内に食育推進を位置付けている学校の割合	7 8 . 1 %	2 9	1 0 0 %
38	人的ミスによる食物アレルギー事案の発生件数	0 件	2 9	0 件を維持



食育の推進（水産教室）

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実

○ 現状と課題

- 全国で深刻ないじめの問題、ネットにおける誹謗中傷が相次いで発覚し、大きな社会問題になりました。特に、いじめが原因と考えられる自殺は、更に深刻な問題となっています。
- 生徒指導上の諸問題が深刻化・多様化している中、関係機関と連携した生徒指導体制の整備・充実が喫緊の課題であり、教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談を受けることができる体制を整備する必要があります。
- 本県の児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国平均以下であるものの児童生徒をいじめから守るために、早期発見・早期解消に努めその対応を推進しなければなりません。
また、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、学校内外の関係者が連携して、組織的・計画的な支援のもと、一人一人の社会的自立に向けての取組を充実させる必要があります。

項 目	現 状 値
不登校児童生徒数（平成29年度）	1,788人（小353、中1,067、高368）
いじめの認知件数（平成29年度）	2,270件（小1,582、中 574、高112、特2）
暴力行為の件数（平成29年度）	426件（小144、中217、高65）

- これらの諸問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）やメール相談窓口の設置など、教育相談体制の充実を図っています。
- 教職員の生徒指導上の諸問題への対応力の向上のためには、生徒指導・教育相談等に関する研修会を開催するとともに、「いじめ対策ハンドブック」や「非行防止教室資料」等を作成し、必要に応じて、校内ですぐに指導に活用できる体制をとっています。

主な取組

① 規範意識や自己指導能力の育成

小・中学校、中・高等学校の校種間の連携を図り、学校における規律指導を徹底するとともに、「長崎っ子さわやか運動」や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の活用など、家庭や地域と連携した取組を推進し、児童生徒の規範意識や自己指導能力を育成します。

② 問題行動の未然防止、早期発見・早期対応及び不登校への対応

- ・ 非行については、「非行防止教室」等による啓発を通して問題行動の抑止につなげるとともに、「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用し、早期の立ち直り支援に努めます。
- ・ 小・中学校の情報連携を通して、「中1ギャップ」を解消し、不登校の減少に努めます。
- ・ 関係機関と連携して、学校の危機管理体制を強化し、自殺や問題行動の予防に努めます。

③ 教育相談体制の整備と教職員の教育相談技能の向上

- ・ スクールカウンセラーを県内の公立学校に配置・派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーを市町教育委員会等に配置し、専門家による教育相談体制を整備します。
- ・ 「カウンセリングリーダー養成研修」等、教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図ります。

④ ネットトラブルの回避

情報モラルに関する指導の充実を通して、インターネット取引に関するトラブルをはじめ、SNSによる誹謗中傷、ネット詐欺など、児童生徒にネットトラブルから身を守る知識や技術を身に付けさせるとともに、違法行為をしない意志や健全な意識を育みます。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023) 目 標 値
			年度	
39	スクールカウンセラーの配置校数	280校	30	300枚
40	いじめ解消率	89.3%	29	100%
41	不登校児童生徒数	1,788人	29	1,600人 以下

(2) 教職員の資質の向上

○ 現状と課題

- 多様化・複雑化する教育課題に対応し、次代をたくましく生き抜くことができる力を子どもたちに育むためには、教職員一人一人の資質を高めていく必要があります。
また、教職員の大量退職に伴う大量採用の時代を迎え、教職員の年齢構成が大きく変化しており、若手教職員やミドルリーダーの育成などの課題に対応していく必要があります。
- 教職員研修については、経験年数に応じた体系的、系統的な研修や今日的課題に応じた職務研修等を実施しています。
さらに、新任校長・教頭研修会、副校長研修会等では、管理職員としての識見を高めるとともに、実践的な学校経営力や指導力の向上を図っています。
また、学校の校内研修の充実のために、市町教育委員会等と連携しながら、出前型研修を行い、各学校等を支援しています。
- 教員の専門職としての資質を高めるため、毎年度、長崎大学教職大学院等へ教員を派遣しています。派遣された教員は、特別支援教育やICT教育等の専門的な分野について、優れた技術等を習得し、学校現場に戻った後、専門性の高い中核教員として活躍しています。
- 教員の採用については、筆記試験、実技試験、教壇における課題面接、小論文、適性検査等の結果を総合的に勘案し、真に教員にふさわしい人材を採用しています。
また、本県公立学校に臨時的に任用されている者で優秀と認められる者について、1次試験における教職・一般教養を免除する制度のほか、国公立学校で本務教員経験を一定期間有する者について、志願校種に応じて1次試験における全て、もしくは、教職・一般教養を免除する制度や、2次試験不合格者の中で、成績が優秀な者について、次年度の1次試験の全てを免除する制度を導入しています。
- 各学校に服務規律委員会を設置し、教職員の使命感、倫理観及びコンプライアンス意識を高めるための研修を実施しています。こうした取組の改善と、更なる意識の向上のため、管理職員研修の一層の充実に努めるとともに、全県立学校の服務規律委員会担当者を対象とした研修会を実施して、ボトムアップによる取組を促進しています。
- 「目標管理制度」と「勤務評価制度」からなる人事評価制度を実施し、公立学校の校長においては、前年度の評価結果を給与に反映しています。

- 教育活動で優れた成果をあげた教員を評価し、意欲を高めるための教員表彰を行っています。また、指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施や条件付採用制度の厳正な取扱いなどの適切な人事管理に取り組んでいます。

○ 主な取組

① 教職員の研修の充実

- ・「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」に基づく、経験年数に応じた研修の見直し及び研修内容の充実を図ることを通して、教職員の資質能力の向上を図る取組を推進します。
- ・次代を担うミドルリーダーの育成や女性教職員のキャリアアップのための研修を通して、これからの時代に求められる人材を育成する取組を推進します。
- ・校長等としての資質の向上に関する指標を踏まえ、学校経営に関する研修の充実に努め、今日的課題への対応力・マネジメント力及び危機管理能力の向上を目指した取組を推進します。

② 教員の資質向上に向けた大学との連携

教職大学院への教員派遣、管理職員を対象とした大学の授業や教員研修における教員の相互派遣など、学び続ける教員への支援や資質向上に向けて大学と教育委員会の連携を図る取組を促進します。

③ 教員採用選考の改善

教員としての資質を的確に判断するため、個人面接等の更なる充実に努めるとともに、本県の地理的な実情等に応じた選考の在り方について検討を進めていきます。

④ 不祥事防止対策の徹底

全ての教職員を対象に不祥事根絶に向けた継続的で実効性のある各種研修会を実施するとともに、市町教育委員会・校長会等のあらゆる機会における指導体制を強化していきます。

⑤ 人事評価の活用

目標管理制度における管理職員の面談や指導・助言、さらに、継続的な評価者研修を通して、実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢について適正に評価することで、教職員としての資質能力の向上を図り、学校組織の活性化を促進します。
また、新規採用3年目までの教諭及び養護教諭については、中間育成評価を実施して、年度途中に育成状況や課題等を把握し、資質能力の向上を図るための継続的な指導を行っていきます。

(3) 教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取組の推進

- 学校が複雑化・多様化した教育課題に対応していくためには、学校の組織力を高め、様々な専門性を持つ人々と連携する体制を整備するなど、教職員が誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できるよう、働きやすく、やりがいのある職場環境づくりが不可欠です。
- 教職員の超過勤務等を含む労働時間の問題など「働き方」を見直すことは、仕事と生活の両立や健康維持、公務能率の向上、女性の活躍推進に向けた環境整備等を図る観点からも重要な課題です。教員が子どもと向き合い、学習指導、生徒指導等の本来的な業務に専念できる環境の整備に努め、質の高い教育を持続的に進めていくための基盤づくりを推進していく必要があります。
- 県立学校における平成29(2017)年度の出退勤時間記録の集計結果によると、1か月あたり超過勤務80時間を超えた教職員の割合は全体の14.9%を占めています。
超勤縮減に向けては、定時退校日やノー部活動デーの設定、夏季休業中における学校閉庁日の設定、諸帳簿作成のためのICT化による事務の負担軽減、出退勤時刻の把握による教職員の勤務実態に応じた指導や業務分担の見直し等を実施しています。
- 小・中学校における平成29(2017)年度の1か月あたり超過勤務時間80時間を超えた教職員の割合は全体の7.3%を占めています。
超勤縮減に向けては、各市町教育委員会と一体となって、定時退校日や部活動休養日、家庭の日（ノー部活動デー）を設定し、業務改善を推進しています。
また、教員が子どもと向き合い、教育活動を一層充実させるために、校務支援システムを開発し市町教育委員会に提供することにより、ICT化による校務事務の軽減と効率化を進めています。
- 教職員のメンタルヘルス対策については、悩みや不安等を一人で抱え込まず、上司や同僚などに相談できる職場環境づくりや、ストレスの意識等を高めていく必要があります。メンタルヘルス不調の未然防止を主な目的としたストレスチェックを全ての県立学校で実施しています。
- 教職員一人一人が子どもたちと信頼関係を築き、充実した教育活動を行うためには、心身ともに健康であることが重要であることから、メンタルヘルス研修を行うとともに、悩みや不安を抱える教職員を対象とした専門医療機関での面接や、電話相談等を実施しています。

◇教職員の精神疾患による休職者数及びメンタルヘルス相談件数

【H25～29年度(5年間の平均)】

精神疾患による休職者数	56人
電話・面接等によるメンタルヘルス相談件数	138件

- 平成21(2009)年度から、県内全ての市町立小中学校において、「事務の共同実施」を行なっています。事務処理を共同で行うことで、職員の資質向上を図るとともに、事務の適正化及び効率化を進め、教員の事務負担の軽減に取り組んでいます。
- 県内全ての公立学校がそれぞれの実情に応じ、校務負担軽減に取り組む、働きやすい職場環境づくりに向けた「プラス1」推進運動を実施しています。

○ 主な取組

① 働き方改革の推進

- ・教職員一人一人が持てる力を発揮するとともに、子どもと向き合う時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスにも十分配慮しながら、働き方改革を推進します。特に県立学校においては、経営コンサルタント等を活用して業務改善に取り組むとともに、研修会等を開催し、教職員の意識改革を図ります。
- ・県と全市町教育委員会が連携して取り組む「超勤改善等対策会議」において、業務内容の見直しを図るとともに、校務事務のICT化を通して、教員の超過勤務の縮減を推進します。

② メンタルヘルス対策の充実

教職員を対象としたメンタルヘルス研修会を充実するとともに、悩みや不安等を抱える教職員に対し、専門医療機関による面接や電話相談等を引き続き実施します。

③ 事務の共同実施における教員の事務負担軽減に向けた取組の充実

教員が子どもと向き合う時間を確保する環境を整えていくために、「事務の共同実施」における教員の事務負担軽減の取組を充実させるよう、先進地の取組事例を集め普及・啓発を図るなど、市町教育委員会の支援に努めます。

○ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023) 目 標 値
			年度	
42	超過勤務が月80時間を超える教職員の割合 《小・中学校》	7.3%	29	0%
	〃 《県立学校》	14.9%	29	0%
43	校務の負担軽減が図られた学校の割合	—	—	100%

(4) 子どもの安全確保対策の推進

○ 現状と課題

- 東日本大震災や熊本地震など、今まで経験したことのないような様々な災害が全国各地で発生しています。児童生徒が防災や安全について理解し、自らの命を守るための行動ができるようにするとともに、進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるよう育成することが求められます。
- 本県では、「防災教室推進研修会」を開催し、学校安全に関する指導者の育成を図るとともに、「学校安全総合支援事業」として地域を指定し、その実践をもとに、防災教育の指導方法等の開発・普及に努めています。
- 他県において、女子児童が登校中に連れ去られ、殺害されるという痛ましい事件が発生しています。また、登下校中の児童の列に車が飛び込み、貴重な命が失われるという交通事故が全国的に相次いでいます。
- このような事件・事故を繰り返さないよう、学校・県及び市町教育委員会、警察、道路管理者等が連携して、通学路の安全点検を行い、通学時における危険箇所の対策を講じました。
また、PTAや地域ボランティア、関係機関等と連携し、不審者対策と交通安全対策の両面から、通学路の見守り体制を強化しています。
さらに、各学校においては、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領（安全管理マニュアル）」の定期的な点検、見直しを行うとともに、学校安全に関する研修会や児童生徒対象の防犯教室等を通じて、学校の危機管理体制の強化を図っています。

◇学校における安全確保対策

項 目	現状値
安全管理マニュアルの点検、見直しをした学校の割合（平成29年度）	100%
関係機関等と連携して避難訓練をしている学校の割合（平成29年度）	95.8%
通学路の安全点検をしている学校の割合（平成29年度）	100%

◎ 主な取組

① 学校の危機管理体制の強化

「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領（安全管理マニュアル）」の定期的な点検、見直しや、関係機関・専門家と連携した学校防災・学校安全に関する研修会等を通して、学校の危機管理体制の強化を図ります。

② 防災教育の推進

学校や地域の実態に即した研修や実践的な避難訓練を通して、教職員の対応能力・指導力の向上を図るとともに、児童生徒の非常時に安全に避難する態度や能力、地域の安全に貢献する態度を養います。

③ 通学路の安全確保

定期的に通学路の安全点検を実施し、PTAや地域のボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等を通して、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から児童生徒を守ります。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
44	関係機関や地域の団体、PTA等と連携して、登下校時の見守り活動をしている学校の割合	99.6%	29	100%
45	児童生徒に対し防犯教室を実施している学校の割合	88.2%	29	100%



避難訓練

(5) 安全で快適な学校施設の整備

○ 現状と課題

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域の避難場所となることから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化や老朽化対策など計画的に整備を行うことが必要です。
- 国においては、平成25(2013)年、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。これを受け、平成27(2015)年3月に策定された「文部科学省インフラ長寿命化計画」では、全ての公立学校施設について平成32(2020)年度までに個別施設計画を策定するよう設置者に対し要請がなされるなど、長寿命化の取組が加速化しています。
- 本県の公立小・中学校及び県立学校においても、建築後25年以上経過した建物が、約8割を占めるなど、学校施設の老朽化への対応が急務となっており、今後予算の平準化を図りながら、どのように施設整備を計画的に実施していくのかが、大きな課題となっています。

公立学校の経年別保有棟数

(棟)

学 校 種 別	全棟数	建築後25年以上経過	建築後45年以上経過
小 中 学 校	2,171	1,821 (84%)	776 (36%)
県立高等学校及び 特別支援学校	566	427 (75%)	126 (22%)

※平成29年5月1日現在で200㎡以上の校舎・体育館等

- 学校施設の耐震化については、各設置者において、計画的に取組を進めています。

◇構造体

公立小・中学校 対策実施率 98.8% (H30.4.1現在)

県立高等学校及び特別支援学校 対策実施率 100% ()

◇非構造部材 (吊り天井の落下防止対策)

公立小・中学校 対策実施率 98.3% (H30.4.1現在)

県立高等学校及び特別支援学校 対策実施率 100% ()

- 安全・安心な学校施設を維持していくためには、非構造部材の耐震化や老朽化が進む施設の維持補修等の対応が不可欠であり、このため、定期的な点検と点検結果を踏まえた適切な対応が必要です。
- 校内環境のバリアフリー化についても充実が求められていることから、児童生徒や教職員の状況等を踏まえ、学校と協議しながら必要な改修を進めています。

○ 主な取組

(県立学校)

① 学校施設の老朽化対策の推進

平成32(2020)年度までに、「長崎県高等学校改革基本方針」及び「長崎県特別支援教育推進基本計画」の内容を踏まえた個別施設計画を策定し、計画に基づく改築や改修等の長寿命化対策を推進します。

② 安全・安心な学校施設の維持管理等

今後一層進行する校舎や体育館など学校施設の老朽化に適切に対応していくため、非構造部材を含む施設の定期的な点検の実施と、点検結果に基づく適切な施設管理を行います。

③ 校内環境のバリアフリー化の推進

利用者に配慮した施設整備にあたっては、スロープや手すりの設置、多目的トイレやエレベーターの整備等、引き続き学校の実情に応じバリアフリー化を推進するよう努めます。

(市町立小中学校)

- ④ 上記①～③などについて、市町立小中学校においても計画的に進められるよう、設置者である市町に対し働きかけていくとともに、補助制度の周知など必要に応じた指導・助言を行います。

○ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
46	学校施設の保全不備による事故発生件数（県立）	0件	29	0件を維持

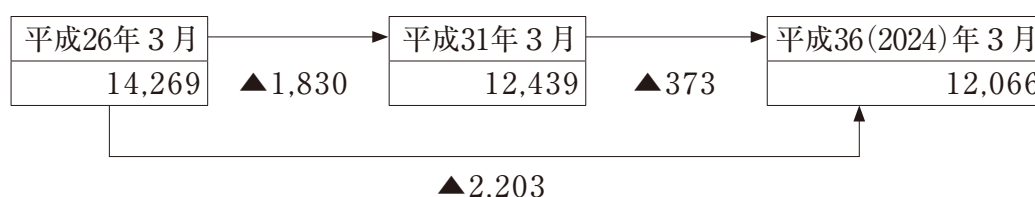
(6) 県立学校改革の推進

○ 現状と課題

- 少子化や過疎化による本県の中学校卒業者数の減少傾向は、今後も継続する見込みです。グローバル化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、将来の我が国及び本県を支える人づくりを担う高等学校においては、生徒や保護者の多様なニーズに適切に対応するとともに、子どもたちの人間性や社会性の涵養に努め、「社会を生き抜く力」を育むことができる教育環境の整備に一層取り組んでいく必要があります。
- 県立高等学校の教育改革については、平成21(2009)年3月に策定した、「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」〔平成23(2011)～32(2020)年度〕に基づき、県立高等学校教育改革第5次実施計画〔平成23(2011)年度〕及び第6次実施計画〔平成24(2012)～25(2013)年度〕を策定し、併設型及び連携型中高一貫教育校の設置拡大や福祉教育の充実などに取り組みしました。

また、平成25(2013)年4月には、第7次実施計画〔平成26(2014)～27(2015)年度〕を、平成28(2016)年9月には第8次実施計画〔平成29(2017)～31(2019)年度〕を策定して、「国際関係に関する学科」の設置や、離島留学制度の拡充のほか、地域が求める人材の育成に向けた学科改編等に取り組んでいます。
- これまでの取組により、中高一貫教育やキャンパス校など、新たな教育システムの導入や学科改編等による高等学校の魅力化が図られ、全県的に学校の機能と教育水準が維持されており、各学校における生徒の進路希望実現に向けた、多彩で活発な教育活動が展開されています。
- 現行の「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」では、学校の機能と教育水準の維持を図りながら、生徒の通学環境など地域の実態に配慮し、通学上の不便さを抱える学校については、できるだけ維持していくという考えで進めてきました。しかしながら、本県の中学校卒業者数は今後も減少が続き、学校規模の小規模化も更に進んでいくことが見込まれることから、平成33(2021)年度から平成42(2030)年度までの10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定する中で、どのようにして教育水準を維持することができるのか、子どもたちに望ましい教育環境をどのように担保していくのか、高等学校の再編整備の基準も含めて改めて検討を行う必要があります。

◇ 今後の中学校卒業生数の推移（平成30年9月現在）



・生徒の減少傾向は、平成33(2021)年度に一旦落ち着くものの、今後も継続する見込です。

◇ 県立学校（全日制）の学校規模（1学年の学級数による）別学校数一覧（平成26年度・30年度）

	学校規模	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	計
平成26年度	学校数	4	6	8	12	6	6	9	3	54
	割合	7.4%	11.1%	14.8%	22.2%	11.1%	11.1%	16.7%	5.6%	
		33.3%			66.7%					
平成30年度	学校数	6	8	10	9	4	8	6	3	54
	割合	11.1%	14.8%	18.5%	16.7%	7.4%	14.8%	11.1%	5.6%	
		44.4%			55.6%					

・「第二期基本方針」で適正規模としている4～8学級の割合は、10ポイント程度低下しています。

○ 主な取組

① 「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の策定

「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づく、これまでの実施計画等による取組の成果と課題を検証したうえで、平成33(2021)年からの10年間を計画期間とする次期基本方針の策定を進めていきます。

② 県立高等学校の更なる魅力づくりの推進

グローバル化の進展やAIの発達をはじめとする情報関連技術の急速な進展などの、社会の変化や時代の要請を踏まえ、生徒や保護者の多様なニーズに対応できるよう、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、柔軟な教育制度等の導入や学科改編等に取り組み、各学校の魅力づくりを更に推進します。

③ 全県的な視点に立った学校・学科の再編整備と適正配置

「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、地域の実態を踏まえながら、学校の機能と教育水準の維持・向上を図るとともに、全県的な視点に立った高等学校づくりに努めていきます。

基本的方向性 5

学校・家庭・地域が連携・協働し、総がかりで子育て等の課題に取り組む活力ある地域づくりを推進します

(1) 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進

○ 現状と課題

- 少子高齢化や過疎化を背景とした急激な人口減少により地域コミュニティの機能が低下するなど、地域における教育力の低下が指摘されています。また、家庭環境や価値観の多様化も加わり、社会全体の子どもの教育に対する当事者意識が薄れる中、学校が様々な課題を抱え、負担過重になっているという状況も懸念されます。
- このような状況を踏まえ、予測困難な時代を生き抜き、ふるさとに根付く子どもたちを育て、地域の活性化につなげていくために、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働することのできる体制を整備していく必要があります。
- 本県では、学校・家庭・地域の代表者による「学校支援会議」において地域で育む子ども像を共有しながら、地域総がかりで子どもの健全育成や家庭・地域の教育力の向上、地域の活性化など子どもを安心して育てられる環境づくりを推進してきました。

◇ 「子どもへのメッセージ」(地域で育む子ども像)の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって取組を行ったと自己評価する学校区の割合

項目	27年度	28年度	29年度
小学校	39.2%	48.8%	51.4%
中学校	28.8%	31.0%	31.8%
合 計	35.8%	42.8%	44.7%

- 今後は、新しい時代の教育の実現や地域の活性化に向けて、「学校支援会議」をベースとして、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入及び「地域学校協働活動」の推進に取り組む必要があります。
- 学校においては、法に基づく持続可能な制度として、学校・家庭・地域が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入していくことが求められています。平成29(2017)年度現在、本県においてコミュニティ・スクールとなった学校は、5市町の13小・中学校にとどまっており、今後、導入を推進していく必要があります。

- 地域社会においては、地域で育む子ども像を実現するために、自治会等の様々な団体が行う教育支援の活動を総合化・ネットワーク化し、子どもの成長を支えていく「地域学校協働活動」を推進していく必要があります。また、その活動を通して地域住民一人一人が地域の子どもの育む意識を高め、家庭や地域の教育力向上を図ることが求められています。
- 放課後や土曜日等の安全・安心な子どもの居場所づくりや充実した教育環境づくりのため、様々な人々の参画を得て、地域の特色を生かした体験活動等を実施する「地域子ども教室」の充実や土曜授業等の活用を図る必要があります。
- 「ココロねっこ運動」は「大人の在り方を見直し、子どもの健やかな成長を促すこと」を目的とし、継続的な広報啓発活動を行ってきました。その結果、あいさつ運動や登下校の見守り活動の実施など、子どもが健やかに成長できる環境づくりが広がっています。今後は、具体的に実践するネットワークの更なる拡大が必要です。
- メディア機器に係る有害環境から子どもたちを守り、健全な育成を図るために、長崎県メディア安全指導員を養成し、メディアに関する講習会を進めてきました。これからも、時代に応じたメディアの適切な利用に向けた取組を更に進める必要があります。

主な取組

- ① 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入
「コミュニティ・スクール」の導入によって、各学校にある既存の組織や活動等を整理・統合し、学校と家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を担う教育活動を展開するとともに、学校の負担過重を解消し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ② 地域学校協働活動の推進
地域で育む子ども像を学校・家庭・地域で共有しその実現を図るため、学校支援会議等が行う地域学校協働活動を推進するように各種研修会・会議等で周知・啓発するとともに、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターの養成と各学区への配置を促進していきます。
- ③ 放課後や土曜日等の子どもを育む教育環境の充実
・子どもの安全・安心な居場所の確保と体験活動や交流活動、スポーツ、学習等の機会を提供する「地域子ども教室」を、引き続き推進するとともに、活動内容の更なる充実を図ります。

- ・「地域子ども教室」と「放課後児童クラブ」との連携や一体型の取組を推進する「放課後子ども総合プラン」の効果的かつ円滑な実施を推進します。
- ・多様な経験や技能を持つ人材・大学・企業・NPO等の協力により結成した「ながさき土曜学習応援団」の登録団体数を増やし、プログラムの拡充を図ります。
- ・保護者や地域の方々から学校教育への協力を得たり、子どもが学校で学んだことを地域で生かしたりするために、土曜授業や長期休業日の活用等、各市町・学校の実態に即した工夫を推進します。

④ ココロねっこ運動の推進

地域に根ざした運動とするために、登録数を増やすとともに、講習会の実施などを通して、県・市町のネットワークづくりを推進します。

⑤ メディアに関する学びの機会の推進

幼稚園等・学校やPTAにおけるメディア安全指導員によるメディア講習会や、ネットパトロールに関する研修会を実施し、有害情報やメディア被害から子どもを守る取組の充実を図ります。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
47	コミュニティ・スクールを設置する学校数	1 3 校	2 9	1 0 0 校
48	「子どもへのメッセージ」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって取組を行ったと自己評価する学校区の割合	4 4 . 7 %	2 9	1 0 0 %
49	子どもたちにとって豊かで有意義な環境づくりに機能していると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	9 7 . 6 %	2 9	1 0 0 %



学校支援会議



地域こども教室



ながさき土曜学習応援団による科学教室

(2) 家庭教育支援の充実

○ 現状と課題

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であります。

しかしながら、近年、家庭環境や価値観の多様化、地域社会のつながりの希薄化等により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、家庭教育が困難な社会になっていると言われています。そのため、子育てや子どものしつけに対する不安などを抱える親を地域全体で支援していくことが必要となっています。

- 平成23(2011)年度から、子育ての不安や悩みを参加者同士が話し合いながら、自らの課題に気づき学び合う親育ち講座「ながさきファミリープログラム」を実施し、「親子でメディアのルールづくり」「上手なほめ方・叱り方」など、家庭教育に関わる様々なことをテーマとして実施しています。

- 親育ち講座を進行するファシリテーターは、県内すべての市町に養成できていますが、十分な活用ができていません。さらに、ファシリテーターとしてよりよいプログラムを展開できるよう、市町や家庭教育関係者と連携し、活用場の場づくりと研修機会の提供、資質の維持・向上のための研修の充実を図る必要があります。

- 子育てにあまり関心を示さない家庭や孤立しがちな家庭など、支援が届きにくい家庭に対しては、地域人材を活用した家庭教育支援チームの必要性、家庭訪問等により情報提供や相談に応じる訪問型の支援の効果等について周知・啓発してきました。

- 子どもの健全育成をはじめ、家庭教育に関する課題をテーマとした学習や取組を行うとともに、学校と地域をつなぐ役割を期待されているPTA活動の活性化のための資料「PTAなび」を作成し、周知啓発を行いました。

○ 主な取組

① 親の学びの機会の提供

- ・ PTA会員に、メディアや問題行動等の喫緊の課題を意識させるとともに、参加者のニーズに応えられるよう、研修内容を工夫し、学びの機会の充実を図っていきます。

- ・子育ての不安や悩みを参加者同士が話し合いながら、学び合う親育ち講座「ながさきファミリープログラム」の推進や、子育てに関する講話・講義を行う家庭教育アドバイザーの育成や派遣を進めます。

② 家庭への支援の充実

- ・子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える家庭への相談体制を充実するため、民生委員等の地域住民と連携して、育児相談や情報提供等を行う訪問型の家庭教育支援を推進します。
- ・乳幼児健診等の母子保健事業を実施している福祉部局や教育委員会との連携強化を図り、支援が届きにくい家庭に対する教育支援の充実を図ります。

③ 家庭教育力向上に関わる人材の育成

- ・県内各地域で開催されるPTA研修会における講義・指導助言を通して、PTA活動を活性化し、家庭における教育力の向上を図ります。
- ・市町や家庭教育関係者に対して、「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターやメディア安全指導員の積極的な活用について周知・啓発を行い、その人材をPTA活動の充実・活性化と地域ぐるみの家庭教育支援につなげていきます。

④ 家庭教育支援に関する資料の提供

PTA活動充実のための「PTAなび」等の資料や、子育てに不安や悩みを抱える保護者を支援するためのリーフレットを作成・配布し活用することで、家庭が抱える課題への支援を図っていきます。

◎ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023) 目 標 値
			年度	
50	研修会の内容を、今後のPTA活動に活かすと回答した参加者の割合	96.0%	29	95%以上を維持

(1) 県民が生きがいを持って学ぶことができる学習環境の整備

○ 現状と課題

- 少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢が大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、県民が主体的に人生100年時代に対応した学習機会を得ることができ、その成果を社会生活や職業生活に活かすことで、生きがいを持って学び続けることができる生涯学習社会の実現が求められています。
- 県民に学習機会を効果的に提供するため、生涯学習に関する事業を「ながさき県民大学」として体系的にまとめたことにより、県民の「いつでも、どこでも、学びたい」というニーズに柔軟に対応することに努めてきました。一方、受講者の年齢層に偏りが見られることから、特に若い世代の受講者数を伸ばすための働きかけが必要です。

◇ながさき県民大学の講座数及び受講者数

項目	26年度	27年度	28年度	29年度
講座数	2,541	2,439	2,666	3,042
受講者数	526,661	535,196	562,045	596,433

- 「ながさき県民大学」含め県内の学びの情報を発信する「ながさきまなびネット」を、平成28(2016)年10月にリニューアルし、スマートフォンでの活用や即時性のある更新、定期的な情報提供をしています。今後も「ながさき県民大学」など学びの場・情報の更なる周知と啓発を継続する必要があります。

◇ながさきまなびネット登録情報件数

項目	26年度	27年度	28年度	29年度
情報件数	4,895	4,065	4,333	4,956

- 図書館は、多様化・専門化する地域住民のニーズに応え、様々な情報や資料を収集・保存・提供する重要な役割を担っています。県民の知識や知恵を育み、知性を磨き、学びや暮らしを支え、豊かな長崎県づくりを推進するため、「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」（仮称）整備基本計画を策定し、関係機関と協力・連携しながら、新しい県立図書館の整備に取り組み、平成30（2018）年度には大村市に「ミライ on 図書館（旧称：県立・大村市立一体型図書館）」が完成しました。

○ 主な取組

① 「ながさき県民大学」の充実

人生100年時代に対応し、ライフステージや時代の変化に応じた知識やスキルが得られるような講座の充実を図ります。また、受講者自身が学びの成果を還元できる講座を開設しやすいよう支援を行うとともに、若者のニーズに合う講座の開設を目指します。

② ネットワーク社会に対応した生涯学習情報の充実

子どもから高齢者までの全ての県民があらゆる機会や場所において学習することができるよう、情報の更新や魅力ある情報発信に一層努めます。

③ 障害のある人の生涯学習の充実

障害のある人のライフステージ全体に応じた多様な学習活動を支援するため、長崎大学や長崎県立大学をはじめとする講座開設機関との連携を図り、技能習得や文化芸術に関する様々な講座の開設により、生涯学習を通じた生きがいづくりや地域とのつながりづくりを推進します。

④ 県立図書館の機能の充実

- ・ミライ on 図書館においては、大村市立図書館と一体となって運営することにより、一般書から専門書に至る広範な資料を充実させてサービスの向上を図り、長崎県の知の拠点となる図書館を目指します。
- ・県内の市町立図書館職員等を対象にした研修の充実に努めるなど、引き続き市町立図書館等の活動を支援するとともに、生活や仕事などの課題の解決に向けた県民自らの活動を支援するため、各分野の専門機関と連携・協力し、医療や健康、福祉、経営、法務等に関する専門的な情報を積極的に提供する課題解決支援サービスを実施します。

⑤ 県立図書館郷土資料センター（仮称）の整備

- ・県立図書館の郷土部門を担う県立図書館郷土資料センター（仮称）については、平成33（2021）年度の開館を目指し、整備を進めます。
- ・郷土に関する映像等資料を収集・保存するなど新たなサービスに取り組むとともに、隣接する長崎歴史文化博物館と連携しながら郷土に関する資料の収集や提供を行い、本県の文化活動の更なる振興・情報の発信に努めます。

○ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
51	ながさき県民大学（主催講座）における受講者の満足度	97.3%	29	95%以上を維持
52	ながさき県民大学の受講者数	562,045人	28	56万人以上を維持
53	県立図書館が行う市町立図書館支援に対する市町立図書館の満足度	96.1%	29	90%以上を維持



ながさき県民大学連携講座（ながさきまちゼミ）



ながさき県民大学主催講座（ふれあい交流・アート）



県立学校地域開放講座（ぶどう栽培）



ミライ on 図書館

(2) 社会教育の充実・活性化

○ 現状と課題

- これまで社会教育は、地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習を通じて、個人だけでなく複数の人が学びの成果を享受し、人と人との絆を強くする役割を果たしてきました。

本県では、子ども会や婦人会、自治会等への加入率の低下に象徴されるように、地域における人間関係が希薄化しており、少子高齢化、過疎化も相まって、地域の教育力の低下が課題となっています。

- こうした中、第33期長崎県社会教育委員会答申「活力ある地域社会づくりに貢献する実践的人材の育成方策」〔平成28（2016）年7月〕では、「プラットフォーム（協働組織）をつくる」「協働プログラムをつくる」「実践的人材を育成する」の3つの提言があり、これを受け、今あるものを生かし、社会総がかりで「住みたい、住み続けたい、訪れてみたい、もどってきたい」地域の実現を目指しています。

答申の具現化を進めていくうえでは、社会教育を推進するため重要な役割を担う社会教育の専門的職員の育成・配置を進める必要がありますが、各市町の配置状況は十分ではありません。

◇社会教育主事発令状況

区分	人口	市町数	社会教育主事を発令している市町数		
			27年度	28年度	29年度
義務設置	1万人以上	19	12	10	9
義務猶予	1万人未満	2	1	0	0
合計		21	13	10	9

※教育委員会に社会教育主事有資格者を配置している市町は20市町

- 社会教育委員や社会教育主事、公民館職員等の社会教育の専門的職員の資質向上のため、県社会教育研究大会や県公民館大会等研修機会を設けています。

さらに、市町担当者や社会教育関係者が、社会教育に関する知識の習得や役割等についての学びを通して、指導力やコーディネート力、社会教育のネットワークを広げることなどを目的として、社会教育関係者の資質向上を図る研修会を充実する必要があります。

- 長崎県社会教育委員会答申の具現化のために、公民館の「集い・学び・つながる」機能や、公民館での地域課題等の解決や住民ニーズを反映した講座づくりを推進してきました。また、地域の最も身近なプラットフォームである自治公民館を対象とした研修会での講話や指導助言も行っています。しかし、公立公民館では個人が学びたい講座が中心で実施されており、学習成果を社会に還元したり、いくつになっても学び直しができ、チャレンジすることが可能な「人生100年時代」に対応する講座を一層充実する必要があります。
- 地域活動やボランティア活動に関心のある地域住民は存在するものの、活躍する場の情報や働きかけが不足していることから、学びの場の提供や社会参画の推進が求められています。
- 社会教育は、教育委員会のみならず、他部局においても、それぞれの行政課題に応じた取組が実施されており、その情報や課題の共有化も進んでいます。

主な取組

① 社会教育専門職員の必要性の周知啓発と資格取得の促進

市町教育委員会に対し、社会教育行政の中核を担う職員としての社会教育主事や公民館主事の配置の必要性について継続して周知・啓発を行うとともに、市町職員や教職員の社会教育主事資格取得の促進を図ります。

② 社会教育関係者の資質向上

今日的課題や地域課題に対応する研修の機会と内容の充実を図り、県内市町の社会教育関係者の指導力や実践力、コーディネート力の向上を図るなど、社会教育主事や公民館職員等の専門職員の資質向上に努めます。

③ 地域活動をつなぐコーディネーターの養成

知識や技能を持つ高齢者等の地域住民を活用し、地域づくり・人づくりを推進していくために、社会教育専門職員の指導のもと、地域行事や公民館講座等の企画・運営を進める中で、地域活動をつなぐコーディネーターを市町と連携しながら養成していきます。

④ 公民館活動の活性化に向けた支援

地域課題等の解決に向けた講座や住民のニーズを反映した講座、「人生100年時代」における様々なライフステージに応じた生きがいづくりにつながる講座が経験豊富な高齢者等を積極的に活用して実施されるように促すとともに、公民館利用対象者を若者へ広げ多世代の住民が「集い・学び・つながる」公民館になるように周知啓発していきます。さらに、プラットフォームである公立公民館と自治公民館の連携・協働に向け支援します。

⑤ 教育委員会と首長部局との連携の推進

県及び市町においては、各部局が行う社会教育につながる施策が、社会総がかりの取組となり、より効果を生むように、教育委員会が中心となって関係部局の連携・協働を推進します。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023)
			年度	目 標 値
54	公民館職員等研修会及び県公民館大会、県社会教育研究大会参加者の満足度	90.4%	29	90%以上を維持
55	社会教育関係者の資質向上を図る研修会受講者数	4,184人	29	4,000人以上を維持



長崎県公民館大会



長崎県社会教育関係者等スキルアップ連続講座



長崎県社会教育研究大会



公民館講座（ロボットプログラミング教室）



公民館講座（大正琴に挑戦）

(1) 文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信

○ 現状と課題

- 本県には、古くから海を介して他国と接し、我が国の歴史や文化に大きな影響を与えてきた国内外に誇るべき歴史や文化財があります。また、地域固有の歴史と文化を物語る個性豊かな郷土芸能や伝統行事など、多くの伝統文化があります。この貴重な文化財や伝統文化を大切に守り、次の世代に確実に引き継いでいくことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。
- 文化財保護や伝統文化の継承を取り巻く環境は、地域の過疎化や高齢化、保存のための知識や資金の不足、未指定文化財の消失など様々な問題を抱えています。
- 県民の郷土愛を育み、文化的で豊かな社会づくりを進めるため、県内の文化財調査を進め、歴史的・学術的に価値の高いものについて、県指定文化財に指定しています。
また、文化財保護指導委員等による文化財の巡視により、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財の保存整備や調査等に対し助成を行い、文化財の適切な保存管理と活用に努めています。
- 県民の郷土の歴史や文化財への愛着、関心や保護意識を高めるため、県内で開催される文化財関連イベントを広く紹介するとともに、郷土の伝統文化や文化財に親しむ機会提供に努めています。また、県内の貴重な文化財について調査研究を行い、その成果を公開するなど、積極的な情報発信を行っています。
- 本県では、ユネスコの「世界の記憶」に「朝鮮通信使に関する記録」が登録されており、「世界文化遺産」については、平成27(2015)年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と、平成30(2018)年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの文化遺産を有しています。
- 「世界文化遺産」や「世界の記憶」への登録は、貴重な遺産の国際的な価値が評価されるということであり、県民の郷土への誇りが生まれるとともに、文化財保護に対する

意識の醸成や公開活用による交流人口の拡大、地域の活性化につながることを期待されるため、その意義や価値を県内外に情報発信していく必要があります。

- 世界文化遺産については、シンポジウムや県政出前講座等の様々な機会を通して、世界遺産としての価値や魅力について理解を促進することにより、遺産の保護に対する気運も高まっています。
- 「日本遺産」については、現在、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」、「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の3件が認定されており、多言語によるHPやガイドブック、ポスターの作成や広告などにより国内外に向けた情報発信に努め、交流人口の拡大や地域の活性化につながる取組を推進しています。

○ 主な取組

① 文化財の指定、保全管理

- ・文化財を適正に管理し、次世代に継承していくため、文化財保護に関わる人材育成や市町との連携等により、貴重な文化財の価値を顕在化し、国や県の指定、選定、登録を促進します。
- ・県内に所在する国・県指定文化財等について、その保全管理の実態を把握し、緊急性や必要性等を十分勘案し、地域の実情に応じた保存整備に必要な経費の助成を行います。
- ・国境を越えた世界の全ての人々が共有すべき文化遺産である世界遺産を、次の世代へ継承していくための助成を行い、世界遺産の保存・活用を推進していきます。
- ・文化財保護ネットワーク（文化財の所有者と行政機関、ボランティア団体等が連携し、パトロールや清掃活動等を通じて文化財を保存・活用する取組）の活用により、地域の文化財を知り、学ぶ機会をつくるとともにパトロールや清掃活動等の自発的な保存活動を促進します。

② 伝統文化や文化財の情報発信

- ・県内の貴重な文化財について、調査研究を行い、その成果を展示公開するなど積極的な情報発信を行います。
- ・文化や歴史に触れる機会を提供するため、毎年11月を「長崎県文化財公開月間」として、県内で開催される伝統文化や文化財に関連するイベントを紹介するなど、市町と連携した広報活動の充実に努めます。

- ・ふるさとについて学び、地域の歴史や文化を継承するなど、市町との連携により郷土の歴史や伝統文化を次世代へ継承するための取組を推進します。

③ 世界遺産や日本遺産の情報発信

- ・地域における講座や博物館等での展覧会などを通じて、県民や子どもたちが世界遺産や日本遺産を身近に感じ、その価値・魅力の理解や保護意識を醸成できるような機会を提供します。
- ・「潜伏キリシタン関連遺産」については、調査研究や情報発信、意識醸成のための機能充実を図り、子どもたちや来訪者に対しても広く世界遺産の価値が理解できるような取組を推進します。
- ・ユネスコ「世界の記憶」の構成資料である重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復や保存を進め、対馬市が建設している新博物館の主要資料として、展示公開するとともに、広く県民や子どもたちへの情報発信に努め、交流人口の拡大や地域の活性化につながる取組を推進します。

○ 目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
56	国や県の指定、選定、登録となった文化財の数	676件	29	724件



日本遺産



世界遺産
「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」
野崎島の集落跡（旧野首教会）



世界遺産
「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」
大浦天主堂



世界遺産「明治日本の産業革命遺産」 端島炭坑

(2)－1 県民の文化芸術活動の推進（鑑賞・成果発表の提供）

○ 現状と課題

- 地域の誇りとなるような魅力あふれる文化の創出によって、賑わいのあるまちづくりを推進するためには、子どもから大人まで県内のどこにいても、良質な美術や音楽等に触れることができ、文化芸術活動が活発に行われる環境が必要です。
- 特に、地理的に不利な条件から文化芸術に触れる機会が少ない地域においては、鑑賞、専門的指導や成果発表の機会を提供するとともに、地域の実行委員会等が取り組む人材育成や交流人口の拡大につながる文化芸術活動への支援を継続していく必要があります。
- 成果発表の場のひとつである「長崎県美術展覧会」は、広く一般から作品を募集する「県展」と、本県在住の選抜作家による「選抜作家展」を2本柱として、双方の強化・連携を深めながら実施しています。出品点数を1人同一部門2点まで増やしたり、高校生の参加を促したりするなど、出品点数の増加に努めています。

◇長崎県美術展覧会の出品数の推移

開催年 (平成年)	出品総数	部門別内訳						
		日本画	洋画	彫刻	工芸	書	写真	デザイン
第62回 (H29)	1,522	67	226	16	93	461	494	165
第61回 (H28)	1,523	60	218	27	91	484	480	163
第60回 (H27)	1,593	78	225	26	90	536	455	183
第59回 (H26)	1,473	54	228	35	94	558	339	165

- 本県では、長崎しまの芸術祭等を実施し、離島地域に優れた文化芸術に触れる機会を提供しています。来場者の満足度は90%を超え、音楽を通して地域に活気と賑わいを創出することができましたが、これらの文化芸術事業が自立できるだけの体制や資金は、まだ十分とはいえない状況です。
- 本県クラシック音楽家の登竜門として「長崎県新人演奏会」を実施し、優れた演奏家の発掘に努めていますが、受賞後の活躍の場や出演者同士の交流の機会が少なくなっています。また、県内大学等と連携して地域が自主的に文化芸術事業をマネジメントできる体制づくりに取り組んでおり、文化芸術活動が自立できるような組織強化が必要です。

主な取組

- ① 県内のどこにいても良質な文化芸術に触れられる機会の提供
 - ・「長崎県美術展覧会」とその移動展を県内各地で開催するとともに、「長崎県新人演奏会」の出張公演等を充実することにより、県民の芸術鑑賞や参加機会を提供します。
 - ・県内の文化団体相互の連携・協調を図り、様々な文化芸術分野や地域において、県民のニーズに応じた文化芸術活動を支援します。
- ② 離島地域における文化芸術活動やそれを通じたまちづくりの支援
 - ・地理的に不利な条件から文化芸術の鑑賞機会や優れたアーティスト等との交流機会に乏しく、文化芸術をマネジメントする人材育成の基盤が弱い離島地域において、文化芸術活動を推進する事業を実施します。
 - ・離島地域における文化芸術活動が、交流人口の拡大につながるよう支援します。
- ③ 文化芸術分野を担う人材育成と体制強化
 - ・「長崎県美術展覧会」等において、子どもたちに対する専門家による体験指導等の機会を提供し、美術分野の人材を育成します。
 - ・若手音楽家の育成や交流を図るため、「長崎県新人演奏会」を引き続き開催するとともに、入賞者が活躍する機会を増やしていくことで、企画・運営や活躍の場を創出し、本県の音楽文化の向上に努めます。
 - ・各地域が自主的かつ主体的に文化芸術活動を企画・運営する体制づくりを支援し、地域発の自立した文化芸術活動を推進していきます。
- ④ 若者による文化の創出
 - ・若手音楽家の発表機会の増加を図り、郷土における若者の活躍の場を拡げていきます。
 - ・若者視点の文化を融合し、地域に根付かせ、若者が訪れ住みたくなるまちを創造します。
 - ・地元大学や芸術系大学等との連携・交流を強化し、文化芸術人材の育成を図ります。
 - ・文化芸術を通じた国内外や地域間の交流促進を図り、本県の経済活性化や交流人口の拡大につなげていきます。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
57	祭りや演奏会など地域文化や伝統芸能を活かしたイベントに出演または参加した人の割合	1 9 . 3 %	2 9	2 0 % 以上 を維持

(2)－2 県民の文化芸術活動の推進（美術館・博物館の活用）

○ 現状と課題

- 県民の歴史文化芸術に係る生涯学習や教育普及活動のニーズに対応するためには、本物の歴史史料や優れた美術作品の鑑賞・学習、作品・研究成果の発表の機会や郷土の歴史文化に対する理解の増進が図られる場を提供することが重要です。
- 平成17(2005)年度に長崎県美術館と長崎歴史文化博物館を開館し、常設展に加えて多彩で魅力的な企画展を開催してきました。開館以来の入館者総数は、平成29(2017)年度に長崎県美術館で累計500万人、長崎歴史文化博物館で累計600万人を超えました。
- 両館は、優れた作品・史料の収集・展示等に加え、生涯学習の拠点としての様々な活動を通して教育・学術・文化・芸術の発展に寄与してきましたが、人々の学習要求の多様化・高度化や教育環境をはじめとした社会の変化に応じた取組も求められています。

◇長崎県美術館 入館者数

年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	開館 (H17) 以来の総計
総入館者数	412,876	435,270	389,226	371,897	346,736	5,178,386
うち常設展	58,148	64,473	55,056	52,314	43,958	820,545
うち企画展 (企画展数)	160,916 (6)	128,633 (5)	101,473 (6)	126,734 (6)	117,731 (5)	1,640,262 (75)

◇長崎歴史文化博物館 入館者数

年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	開館 (H17) 以来の総計
総入館者数	419,264	444,288	425,699	429,323	617,687	6,577,338
うち常設展	99,712	104,081	97,349	89,898	88,283	1,686,209
うち企画展 (企画展数)	82,967 (7)	104,689 (6)	98,074 (5)	69,652 (5)	229,016 (5)	1,460,065 (72)

- 全ての県民が、本物の美術や史料等に触れることができるように、本展・移動展を開催するとともに、遠隔地で来館が難しい児童生徒を対象に、テレビ会議システムを利用した双方対話型の遠隔授業を行っています。今後も離島半島が多いなどの地理的要因が障壁とならないよう取り組む必要があります。
- 県内各地域にある歴史、民俗、美術、自然科学、産業などをテーマとした特色あるミュージアムを郷土の大切な資源として、地域の活性化につなげるよう、活用を促進していく必要があります。そのために、長崎県美術館、長崎歴史文化博物館の中核館としての魅力の向上に取り組むことが重要です。

◇長崎県美術館「遠隔授業」開催実績

年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
会 場	郷ノ浦中学校 生月小学校	有家小学校 三井楽中学校	加津佐小学校 小値賀中学校	野母崎中学校 鶏知中学校	上五島中学校 田平北小学校
回 数	2	2	2	2	2
参加者数	2 3 2	1 3 9	1 1 7	8 1	1 2 7

◇長崎歴史文化博物館「遠隔授業」開催実績

年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
会 場	度島小学校 度島中学校	対馬高校 度島小学校 度島中学校	度島小学校 度島中学校	北魚目小学校 北魚目中学校 有川小学校	魚目中学校 北魚目中学校 有川小学校
回 数	2	3	2	2	2
参加者数	3 0	5 2	1 9	4 6	6 0

- 長崎県美術館において、エデュケーター（教育普及担当者）と学校側の担当者が協議して内容を組み立てた学校向けの「スクールプログラム」や小学生を対象としたクラブ活動形式の美術体験プログラム「こどもアートクラブ」などを開催しており、その利用実績は年々増えています。子どもたちの豊かな感性と創造力を育てていくために、更に利用しやすく学校授業等を支援するプログラムを実施していくことが求められています。

◇長崎県美術館 学校等利用実績

H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	開館（H17） 以来の総計
10,320	11,039	11,107	12,113	11,430	145,506

・ 保育所、幼稚園、学童保育、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養、大学、短大、専門学校、PTA、教職員研修会、教員、その他

- 長崎歴史文化博物館を授業に活用してもらうため、学校関係者との意見交換を行う「協力校・パートナーズプログラム」や「夏期教員研修」のほか、来館に伴う事前事後の学習を支援することを目的とした「出張授業」を実施しています。

また、小学生を対象に、クラブ活動形式で長崎の歴史文化に触れるワークショップ「れきぶんこどもクラブ」を実施しています。今後もより一層、知的好奇心が刺激される貴重な本物の歴史史料鑑賞等の授業支援や、本県の多彩な歴史文化を楽しく学ぶ機会の提供を通して、ふるさとに誇りを持つ子どもたちの育成につなげる必要があります。

◇長崎歴史文化博物館 学校等利用実績

H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	開館（H17） 以来の総計
45,883	48,558	45,087	38,329	42,439	498,384

・ 小学校、中学校、高等学校、大学、その他

○ 主な取組

- ① 長崎県美術館・長崎歴史文化博物館を活用した歴史文化芸術に親しむ機会の提供
 - ・ 長崎県美術館では、主な収蔵品である長崎ゆかりの美術やスペイン美術を深く掘り下げ紹介する小企画展の開催や、学芸員・専門家による所蔵作品・作家をテーマにした連続レクチャー講座の開催等により、作品の魅力をわかりやすく伝える工夫を続けます。また、定期的に展示換えを行うことによって常設展の利用を促進するとともに、企画展では多彩で優れた作品や県民のニーズが高い展覧会等を開催します。
 - ・ 長崎歴史文化博物館では、2つの世界文化遺産（「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」）や世界の記憶（「朝鮮通信使に関する記録」）、3つの日本遺産（「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」 「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」 「日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」）を持つ長崎県だからこそ「長崎学」の調査研究を充実させ、その成果を学ぶことができる常設展示を行うとともに、本県の多彩な歴史文化を国内外に発信する企画展示を行います。

- ・長崎歴史文化博物館の分館である長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムにおいて、引き続き、長崎が日本の近代化に果たした役割や、孫文・梅屋庄吉の国境を越えた厚い友情を広く国内外に紹介するため、展示内容の充実や効果的な情報発信を行います。
- ・来館が困難な遠隔地の県民に対して歴史文化芸術に触れる機会を提供するため、移動展を継続して実施します。また、長崎県美術館では、「視覚障害者をつくる美術鑑賞ワークショップ」等を実施し、全ての方に楽しんでもいただける美術館を目指します。
- ・展覧会に合わせて歴史文化芸術への興味・理解が深まるような講座や、魅力が体感できるワークショップ等を開催し、歴史文化芸術がより身近なものとなるように努めます。特に、子どもを対象とした、クラブ活動形式の美術体験プログラムや長崎の歴史文化に触れるワークショップは更に充実させていきます。

② 学校との連携による長崎県美術館・長崎歴史文化博物館を活用した教育普及活動の充実

- ・両館を活用して学校教育活動の支援を更に促進するため、教職員の派遣等を継続し、スクールプログラムの組み立てや授業の実践方法について、学校側の担当者と連携しながら充実させていきます。
- ・遠隔地の児童生徒を対象にした、両館収蔵の作品や史料を持ち込んで開催する移動美術館・移動博物館、テレビ会議システムを利用した遠隔授業、事前事後学習を支援する出張授業等を引き続き実施します。
- ・両館が持つ作品や史料、情報等を学校教育や行事に更に役立てていくため、学芸員やエデュケーター等の専門的な人材を活かして、児童生徒の興味関心を深めるとともに、教育の質の向上を図ります。また、地域の資料館等の特徴や魅力を発信するとともに、その連携を促進する取組を行います。
- ・不登校の児童生徒と保護者、関係者を対象とした美術館での作品鑑賞などによる精神の安定と不登校状況の改善を図る取組を継続して実施するなど、社会や教育環境の変化に合わせて両館が果たすべき役割に応じた取組を検討します。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
58	県美術館・長崎歴史文化博物館の本展・移動展や遠隔授業等の実施市町数	—	—	5年間で全市町(21市町)

(3) 生涯スポーツの推進

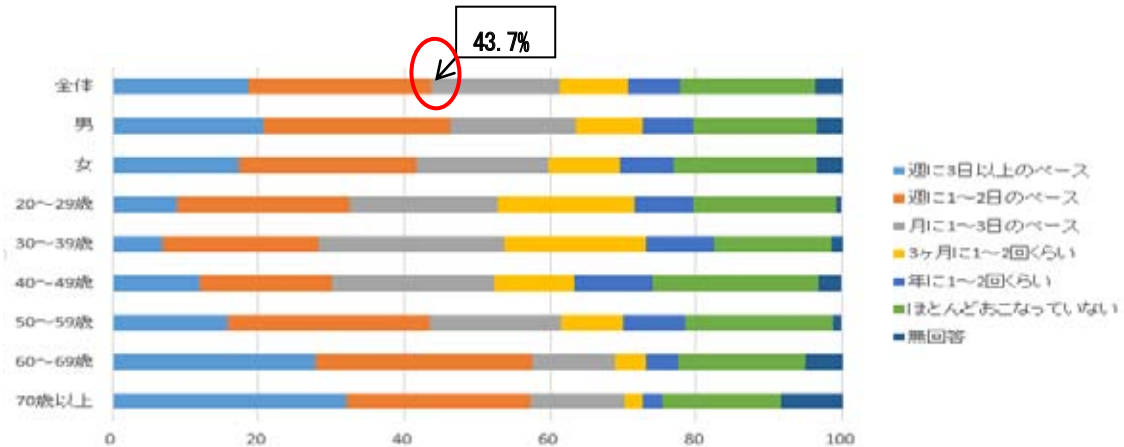
○ 現状と課題

- 県民の健康・体力づくりや豊かなスポーツライフを実現するためには、県民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ環境づくりが必要です。そのため、プロスポーツの観戦など「観るスポーツ」、マラソンや自転車などを自ら行う「するスポーツ」、スポーツ大会の運営ボランティアなど「支えるスポーツ」の生涯スポーツの観点とともに、スポーツに観光を付加し、スポーツを通じた交流人口拡大による地域活性化を図るスポーツツーリズムの観点を加え、「豊かなスポーツライフの実現による人づくり・地域づくり」を目指し、取り組んできました。
- 平成26(2014)年に開催した「長崎がんばらんば国体」及び「長崎がんばらんば大会」を契機に県内各地でスポーツ施設の整備が進み、ボランティア参加による大会運営をはじめ、おもてなしによる県民総参加の機運が高まりました。あわせて両大会に向けて県民体操「がんばらんば体操」の普及・啓発による機運醸成や県民の体力向上及び健康増進に取り組みました。そして、国体等を契機として高まったスポーツへの関心の継続に努めるとともに、スポーツを地域に根づかせるために市町が実施する「わがまちスポーツ」の取組を支援しました。
- 県民が「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツを楽しむことができる環境づくりのために、総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）の創設・育成に取り組みました。
- スポーツツーリズムによる地域活性化のため、県内の全自治体やスポーツ競技団体、観光関係団体等が連携し、各種スポーツ大会・合宿の誘致活動、相談等の対応、情報発信等を一元的に行う「長崎県スポーツコミッション」を設立し、誘致活動やスポーツマネジメント人材育成に取り組んできました。
- 週に1回以上スポーツする県民（成人）の割合は43.7%〔平成26(2014)年度〕で、目標とする65.0%〔平成32(2020)年度〕を達成するためには、更にライフステージに応じた環境づくりを進める必要があります。

◇【平成26年度県民のスポーツ実態調査】

週に1回以上スポーツをする県民（成人）の割合

1年間の運動・スポーツの実施率 【全体および年代別の結果】（平成26年度）



・年齢的に見ると若い世代の実施率が低く（30代の実施率が最も低い）、年齢が高くなるにつれて実施率が高まる傾向にあります。

- 「観る」・「する」・「支える」スポーツと、旅行（観光）を融合させた「スポーツツーリズム（スポーツ観光）」は、スポーツを活用した交流人口の拡大に大いに寄与するため、スポーツ大会・合宿の誘致を更に強化していく必要があります。
- また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ誘致、ラグビーワールドカップ2019キャンプ誘致を通じて県内にナショナルチームを呼び込み、アスリートや競技を身近に感じることで、県民のスポーツへの興味・関心を高めていくためには、各市町と一層連携を深めながら誘致活動を推進することが必要です。

○ 主な取組

① スポーツを楽しむ機会の充実

- ・市町、関係団体と連携して、毎年開催する「ながさき県民総スポーツ祭」の充実や、11月の「県民スポーツ月間」における県内各地域イベント等の情報発信に取り組めます。
- ・地域スポーツのコーディネーターとしての役割を担うスポーツ推進委員の資質向上に向けた支援を行います。
- ・生涯スポーツを支える活動を推進するため、地域のスポーツ・レクリエーション指導者、スポーツドクター、栄養士、ボランティア等の人材バンクへの登録を促進し、その活用に取り組めます。
- ・県関係部局や関係機関と連携し、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが一緒に気軽に楽しめるユニバーサルスポーツの普及・啓発を図るとともに、参加意欲の向上のための障害者スポーツレクリエーション等を開催し、障害者スポーツの普及、推進を図ります。

② 地域に根付いた総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ・総合型クラブが地域スポーツの拠点となれるよう、関係機関と連携しながら、総合型クラブの運営力強化のための訪問・助言や経営相談、総合型クラブの指導者等人材の資質向上のための研修に引き続き取り組みます。
- ・総合型クラブの活動が県民に理解され、子どもから高齢者まで幅広い会員の増加につながるよう、市町と連携し、情報発信に取り組みます。

③ スポーツ大会・合宿の誘致等による交流人口拡大や地域活性化

- ・長崎県スポーツコミッションによるスポーツ大会・合宿誘致促進のための実施団体への助成、本県スポーツ施設等の積極的な情報発信に取り組み、県内のスポーツ拠点づくりを進めます。
- ・全国的・国際的スポーツ大会等の誘致を進め、子どもたちをはじめ県民がトップレベルの試合を観戦し、一流の技術に触れられる機会の増加に努めます。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において国が推進するホストタウン制度を活用し、各国とのスポーツをはじめとした人的・物的・経済的交流の促進を図ります。
- ・スポーツ大会運営や合宿受入をマネジメントできる人材の育成に取り組み、県内の学生等のスポーツ関連産業への就職や起業、県内定住を促進し、地域経済の活性化を図ります。

④ 地域密着型クラブチーム等を活用した地域活性化

- ・地域に根ざしたＪリーグ等のクラブチームを活用し、県民の一体感や郷土愛を育む機運の醸成、地域間・世代間の交流促進につなげるため、県・市町で構成する「V・ファールン長崎自治体支援会議」を中心に、観客数の増加につながる県民・市民応援デーの開催等に取り組みます。
- ・クラブチームと連携した、選手等によるスポーツ教室の開催や地域イベント参加などの取組を支援し、スポーツを通じた青少年の健全育成と競技力の向上、地域の活性化を促進します。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023) 目 標 値
			年度	
59	週に1回以上スポーツをする県民の割合	43.7%	26	65%



ながさき県民総スポーツ祭総合開会式における
「がんばらんば体操」



2020年東京オリンピック事前キャンプ誘致にかかる
ベトナム空手チームのトレーニングキャンプ受入



WJBL（バスケットボール女子日本リーグ）合同合宿受入

(4) 競技スポーツの推進

○ 現状と課題

- 本県選手の競技力を向上させ、国際大会や各種全国大会で優秀な成績を収めることは、県民に大きな感動と活力を与え、郷土愛を育みます。また、スポーツに対する関心や意欲を高め、競技人口の拡大につながるなど、スポーツ振興を図るうえで重要な役割を担っています。
- 平成26(2014)年に開催された「長崎がんばらんば国体」において、運動能力に優れた子どもたちを小学生期から発掘し、各競技団体と連携を深め、小学生－中学生－高校生－大学生・社会人の系統的な競技力向上を推進する一貫指導システムを構築しました。
このシステムを一過性のものとして終わらせることなく、今後も十分に機能させ、県や県体育協会、各競技団体、学校体育団体等が共通の認識をもって連携し、強化・指導にあたる体制をより強固なものとしていく必要があります。
- 2020年東京オリンピックを契機に、本県選手が日本代表として素晴らしい活躍ができるように、「世界へ羽ばたく選手の育成」を目指し、全国トップクラスの優秀選手の育成・強化を行い、競技力を向上させて行く必要があります。
- 競技力向上を図るため、優秀な指導者の確保・育成は今後も極めて重要な課題であり、最新かつ高度な専門的知識や指導技術の習得、指導者としての倫理・社会的規範の涵養を図るため、各種研修会・講習会を通じて指導者の資質向上に努めることが必要です。
- 競技スポーツ選手に対するサポート体制については、成長・発達段階や競技特性に応じて、スポーツ医・科学やスポーツ栄養学など、選手・保護者や指導者に対する総合的なメディカルサポート体制の充実が求められています。

◇過去5年間における国体成績の推移

年度	開催県	男女総合順位（天皇杯）・合計得点		女子総合順位（皇后杯）・合計得点	
H29	愛媛県	24位	940.00	22位	553.50
H28	岩手県	28位	919.50	35位	491.00
H27	和歌山県	17位	1070.50	20位	547.50
H26	長崎県	1位	2364.00	2位	1076.50
H25	東京都	10位	1219.50	13位	594.00

主な取組

- ① 選手の発達段階に応じた一貫指導システムの充実
 - ・小・中・高等学校のジュニア選手を育成・強化するため、学校体育団体と競技団体との連携を推進します。
 - ・成年選手の育成・強化や受け入れ体制を充実させるため、県内企業スポーツの活性化と地域社会人クラブチームの支援を図ります。
- ② 世界の舞台へ羽ばたく選手の育成・強化
 - ・2020年東京オリンピックを契機に将来を担う有望・優秀な選手を小学生から発掘するとともに、中学校、高等学校、大学間の連携・協力体制を構築し、系統的に選手の育成・強化・確保に努めます。
 - ・競技団体や関係機関と連携し、トップアスリートによる講演会やスポーツ教室、体験イベント等を開催し、競技人口の拡大に努めます。
 - ・成年選手の競技力向上の拠点となる社会人クラブチーム、企業の強化活動の支援や本県出身の全国トップレベルの選手の招へいを行い、成年選手の育成・強化・確保に努めます。
- ③ 競技特性に応じた指導体制の充実
 - ・競技団体ごとに、競技の特性に応じた育成・強化ができる指導体制の充実を図ります。
 - ・競技力を支える人材の育成を目的に、全国トップクラスの指導者による研修会・講習会や競技団体強化スタッフ研修会等を実施します。
 - ・運動部活動を強化するため、優秀指導者の適正配置、外部指導者の派遣を推進します。
- ④ スポーツ医・科学による選手サポート体制の充実とスポーツ情報の収集と提供
 - ・スポーツ医・科学分野の専門家と競技指導者が連携・協力して、体力測定や運動生理学、スポーツ栄養学など多様な観点から選手への総合的なサポートを行います。
 - ・最新の各種トレーニングや専門知識、アンチドーピングなど、スポーツ医・科学に関する研修講座等を開催し、競技指導者の資質向上とともに、スポーツ栄養学講座を開催して保護者の協力体制の構築に努めます。
 - ・競技団体やアスレティックトレーナー協議会と連携を深め、スポーツ選手に対するコンディショニング指導等を実施するなど、選手のサポートを行います。

目指す成果指標

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		35年度(2023)
			年度	目 標 値
60	国民体育大会の順位(国民体育大会総合成績[天皇杯順位])	24位	29	20位台前半

基本的方向性 8 魅力ある私立学校づくりを支援します

(1) 魅力ある私学教育の推進

○ 現状と課題

- 私立学校は、公立学校とともに教育の機会均等を実現する上で大きな役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。
- 本県では、高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与していますが、少子化の進行により私立学校を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すと予想されます。
また、保護者負担の公私間格差は大きい状況にあります。
- 国において、平成26(2014)年4月より所得制限の導入を含む新たな高等学校等就学支援金制度が実施され、さらに、平成29(2017)年12月8日閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。」と明記されたところです。
- 幼稚園については、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供などを目的として平成27(2015)年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付制度（施設型給付）が創設され、平成30(2018)年4月1日現在、約6割強の私立幼稚園が新制度に移行しました。
- 私立学校を取り巻く環境が変化する中、県においては、私学振興のため、経常的経費に対する助成を行うとともに、保護者負担の軽減を図るため、授業料減免に対する補助や授業料以外の教育負担を軽減する奨学給付金、遠距離通学生徒に対する通学費補助などの支援を行っています。
- また、私立学校に対しては、建学の精神のもと、創意工夫による特色ある取組に対する支援や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置への補助により、生徒に対するきめ細やかな指導に対する支援を行っています。

- さらには、若者の県外流出（社会減）の抑止が県政の喫緊の課題となっている中、県内就職推進員の配置に対する補助（高校）を行い、県内就職をはじめとした生徒の就職支援を行っています。
- 本県教育の一翼を担う私立学校及び新制度に移行していない私立幼稚園の教育条件の維持向上のためにも、私学助成を継続する必要があります。

◇公立・私立の生徒、園児数（平成30年5月1日現在）

学校種	公立 (人)	私立 (人)	全体に占める 割合 (%)
高等学校（全日制）	24,883	12,113	32.7
幼稚園	963	8,470	89.8

◇私立学校の児童・生徒数（平成30年5月1日現在）

学校種	学校・幼稚園数 (校、園)	児童、生徒数 (人)	休校数 [外数] (校)
高等学校（全日制）	22	12,113	0
高等学校（通信制）	1	304	0
中学校	10	1,871	4
小学校	4	591	0
幼稚園	81	8,470	5
専修学校	31	3,861	7
各種学校	3	203	3
計	152	27,403	19

① 私立学校運営に対する支援

私立学校の運営に対する私学教育振興のための経常的経費の補助を行います。

② 保護者の負担軽減に対する支援

保護者負担の軽減のために、授業料減免の補助、授業料以外の負担を軽減する奨学給付金、遠距離通学生徒に対する通学補助並びに高校未設置離島の高校生に対する島外通学や居住に要する経費に対する補助を行います。

③ 魅力ある私立学校づくりへの支援

新たに取り組むべき課題等に対応するため、建学の精神に基づく、創意工夫による特色ある教育の実践及び教育力向上の取組を支援します。

④ きめ細やかな生徒指導に対する支援

児童生徒へのきめ細やかな指導に対する支援として、長崎県私立学校指導充実推進費補助の活用によりスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進します。

⑤ 若者の地元定着の促進

県内就職推進員の配置を支援し、県内就職に向けた取組を促進します。

⑥ 私立幼稚園に対する支援

私立幼稚園については、「子ども・子育て支援新制度」への移行支援を行うとともに、私学助成の継続を希望する園に対しては、引き続き、私学教育振興のための経常的経費の補助を行います。

No.	指 標 の 内 容	基 準 値		3 5 年度(2023) 目 標 値
			年度	
61	学校評価（自己評価）の評価数値（4段階評価）	3.4	29	3.4以上を維持



全日本マーチングコンテスト金賞受賞（活水中学校・高等学校）



生徒会活動を中心とした地域交流
（島原中央高等学校の募金活動）



東日本大震災被災地との交流活動
（久田学園佐世保女子高等学校）

基本的方向性 9 個性が輝く県立大学づくりを進めます

(1) 地域に根ざした魅力ある県立大学づくり

○ 現状と課題

- 県では、長崎県公立大学法人に対し、地方独立行政法人法に基づき、その業務運営の財源に充てるために必要な資金を、毎年、運営費として交付しています。
- 長崎県立大学においては、県が定めた第2期中期目標〔平成23(2011)～28(2016)年度〕の実現に向け、教育の質的転換や大学改革に計画的に取り組み、本県の地域特性を活かした「しまなび」プログラムの導入や3学部7学科から5学部9学科への学部学科再編、佐世保校の建替え事業への着手など、より魅力ある大学となるよう着実に取組を進めてきました。

また、地元自治体との相互協定に基づく連携事業や地域住民の生涯学習支援等を活発に行うとともに、タイ・ベトナム・アメリカ等の大学との国際交流協定を締結するなど、国際的な連携も推進しています。
- 学部学科再編においては、課題発見力などの社会人基礎力を有し、グローバル化や情報化に対応する能力を持つ人材育成に向けた取組を進めています。

また、地域を支える人材の育成、県や市町が求める地域の政策課題の研究及び県民の生涯学習の拠点としての取組により、地方創生により一層貢献していくことが求められています。
- 県においては、長崎県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標として、平成29(2017)年3月に第3期中期目標〔平成29(2017)～34(2022)年度〕を定めたところであり、これに基づき、長崎県公立大学法人は、この中期目標達成のための第3期中期計画を作成しました。
- 県としては、毎年度、長崎県公立大学法人が作成した中期計画に基づく取組に対し、長崎県公立大学法人評価委員会による評価等を通じて、中期目標の達成状況を点検していきます。

◇長崎県立大学 志願倍率（一般入試）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6.3倍	4.7倍	4.1倍	6.3倍	5.0倍	5.5倍

◇長崎県立大学卒業生 就職率

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
95.3%	97.7%	98.0%	98.5%	98.0%

◇長崎県立大学の地域に根ざした取組例

（１）地方自治体との連携協定

佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、長与町、小値賀町、佐々町、新上五島町

（２）地域住民の生涯学習支援

・公開講座（学内で実施）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	1,040名	1,325名	1,350名	1,778名	1,865名

・地域公開講座（学外に講師が出向き、地域で実施）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	2,473名	1,648名	3,080名	3,863名	4,019名

◇海外大学との交流協定締結（平成30年4月時点）

中 国：華僑大学（福建省）、厦門大学（福建省）、澳門大学（マカオ）、
西安外国語大学（陝西省）、上海外国語大学（上海市）、湖北大学（湖北省）
韓 国：東亜大学校（釜山）、高麗大学校（ソウル）
その他：ウィスコンシン大学オシュコシュ校（アメリカ）、タマサート大学（タイ）、
エドモンズコミュニティカレッジ（アメリカ）、ダナン大学（ベトナム）、
コントラコスタ・コミュニティカレッジディストリクト（アメリカ）

○ 主な取組

① 学部・学科再編による人材の育成

- ・平成28(2016)年4月からの学部・学科再編を通して、長期インターンシップや海外ビジネス研修など、実学を重視した実践的な教育を推進し、課題発見力などの社会人基礎力を有する人材を育成します。

- ・日本初の情報セキュリティ学科の設置を契機とし、情報セキュリティ技術者の養成や県内産業の振興に寄与する取組を推進します。
- ・TOEICや中国語検定をはじめ、日経TESTや日商簿記検定等の卒業要件を早期に達成させるなど、必要な専門的知識や技術、外国語運用能力を修得させます。

② 若者の地元定着と県内就職の推進

人口減少に歯止めをかけることが本県の喫緊の課題であることを踏まえ、地域を支える人材を育成するとともに、県内就職率の向上や県内高校生の入学促進に取り組めます。

③ シンクタンク機能の強化

地方創生に貢献する研究や、県や市町が求める地域の政策課題に関する研究に積極的に取り組めます。

④ 生涯学習拠点機能の強化

県民の生涯学習の拠点として、地域に開かれた大学として公開講座・学術講演会等に取り組めます。

⑤ 社会人の学び直しの機会の提供

大学院の再編の中で、社会人の学び直しの機会の充実を検討していきます。また、情報セキュリティ学科では、複数の大学と連携して、高度な実践的人材育成のプログラムを提供していきます。

⑥ 教育環境の整備・充実

良好な教育研究環境の確保のため、長期的な展望に立ち、計画的な施設の維持・管理を行います。また、佐世保校建替えの早期完成に向け、安全や教育環境に配慮しながら着実な事業の推進を図ります。

⑦ 評価委員会による評価の実施

長崎県公立大学法人評価委員会による長崎県公立大学法人の業務の実績に関する評価を実施します。